

総務文教委員会

平成25年3月13日(水)

総務文教委員会

日 時 平成25年3月13日(水) 午前10時00分開会—午後3時49分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、竹原副委員長、川端、奥野、小川、田島、中原、辻下
鍛冶監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 竹内、豊国、和田、出口

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長
南まちづくり戦略室長、白井総務部長兼財政改革部長
古谷教育次長、
谷下危機管理監、村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
保井まちづくり戦略室理事、中田総務部理事兼総務課長
四至本財政改革部理事兼行革推進課長
一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長
西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長
早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長
相馬財政改革部財政課長、阪本(隆) 財政改革部税務課長兼行革推進課長
今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長
福井教育委員会事務局学校教育課長、山路教育委員会事務局指導課長
竹下教育委員会事務局生涯学習課長
阪本(正) 総務部人権推進課長、廣田会計課長
森長教育委員会事務局指導課参事、天野教育委員会事務局淡輪公民館長
市川教育委員会事務局学校教育課淡輪幼稚園長、
末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理
寺田教育委員会事務局学校教育課主幹

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者につきましては全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催します。よろしく申し上げます。

3月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第1号「平成24年度岬町一般会計補正予算（第6次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

相馬財政改革部財政課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成24年度一般会計補正予算（第6次）の件のうち、総務文教委員会に付託されました歳入予算につきましてご説明いたします。

10、地方交付税、1、地方交付税、地方交付税といたしまして、612万5,000円の増額補正をするものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税につきまして、既に15億5,706万9,000円が交付決定されておりますが、これは、国の地方交付税の予算に合わせるために、612万5,000円を減額調整された額となつてございました。

その後、本年2月26日に国の緊急経済対策を柱とする総額約13兆1,000億円の補正予算が成立されたところでございます。

この国の補正予算におきまして、当初決定額の減額調整措置が解除されたことに伴いまして、この612万5,000円の増額補正を行うものでございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 14、国庫支出金、2、国庫補助金、3、教育費国庫補助金小学校費補助金としまして、3,202万1,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、国庫支出金としまして3,

049万9,000円です。

内訳としまして、学校施設環境改善交付金の小学校改修事業費で583万7,000円、耐震補強事業の現年分2,466万2,000円の併せた金額でございます。

また、平成23年度実施しました一般財源に充当している耐震二次診断事業分として、152万2,000円を計上しております。

17、寄附金、1、寄附金、4、教育費寄附金、小学校費寄附金としまして、10万円を増額補正するものです。

内容としましては、小学校の教材用として、国際ソロプチミスト大阪一りんくう様より5万円、深日小学校卒業生の方より5万円の寄附金を計上するものであります。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、18、繰入金、1、基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、3,166万円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算の財源調整に伴うものでございます。

西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長 続きまして、2、特別会計繰入金、4、多奈川財産区特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして、3,689万6,000円を増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、多奈川地区多目的公園への進出が決定いたしました株式会社クロセと、多奈川地区財産区の土地売買契約に伴う土地売払代金の一部を町へ繰り入れするものでございます。

多目的公園の土地処分料につきましては、町へ土地処分料の49%、多目的公園管理基金へ土地処分料の20%を繰り入れることといたしております。

このたび、多奈川地区財産区から、株式会社クロセ、1万1,882.51平方メートルの土地が、5,941万2,550円で売却されることから、用地取得により助成金として支払われる予定の594万1,000円を除きました5,347万1,550円を配分し、財産区の多目的公園管理基金積立分として、1,069万4,310円、町の収入分として、2,620万1,060円を多奈川財産区特別会計より一般会計に繰り入れするものでございます。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、19、繰越金、1、繰越金、委員会資料の2ページをごらんください。前年度繰越金といたしまして、1,527万4,000円を増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成23年度決算におきまして、前年度繰越金は1億4,28

3万8,000円となっておりますが、9月補正予算及び12月補正予算編成に伴う財源に充当した後、留保財源となっておりますこの1,527万4,000円を今回、計上するものでございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 21、町債、1、町債、5、教育債、小学校債としまして、3,590万円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、小学校改修事業費で1,160万円、耐震補強事業で2,430万円の併せた金額でございます。

以上、当委員会付託分としまして、計9,465万6,000円の増額補正を計上するものでございます。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして歳出です。委員会資料の3ページをごらんください。

2、総務費、1、総務管理費、1、一般管理費、一般管理費人件費（一般職）1,000万円を増額補正するものです。

内訳としましては、今年度末、退職の申し出のあった1名分の一般職退職手当で、平成24年度分割支給分でございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 10、教育費、2、小学校費、耐震補強事業としまして、4,520万円を増額補正するものです。

内容としまして、深日小学校及び多奈川小学校の普通教室各1棟を耐震補強するものであり、工事監理委託料として320万円、耐震補強工事として4,200万円であります。

なお、国の東日本大震災復興特別会計予備費を活用する事業であり、活用することにより地方債の額が本来75%しか借り入れできないものが、100%まで借り入れができ、その80%の元利償還金が交付税算入されるため、地方負担額が少なくなるメリットがあります。

続きまして、同じく小学校改修事業費としまして、1,834万4,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、淡輪小学校のエレベーター整備工事の1,228万5,000円です。エレベーターは、建設当時の昭和51年に設置して38年を経過しております。エレベーターは、旧建設省の資料では、20年から25年が交換の目安であるとあります。

現在、毎月の定期検査を実施し、維持管理に努めております。

しかし、昨今、エレベーター事故が各地で発生しており、安全対策としてエレベーター

の戸開き走行装置の設置や、地震時に管制運転装置を設置することにより、安全対策の強化及びエレベーター延命を図るものであります。

なお、この整備につきましては、歳入にもありましたように、学校施設環境改善交付金381万8,000円、小学校整備事業債760万円を充当するものでございます。

次に、多奈川小学校屋上フェンス改修工事の605万9,000円を計上するものです。

昭和55年建設時より設置されておりますが、老朽化によりフェンスは腐食している状況にあり、津波訓練等で児童が屋上に昇ったときに危険であるため、改修するものであります。

なお、この整備につきましても、同じく歳入でもご説明させていただきましたとおり、学校施設環境改善交付金201万9,000円、小学校整備事業債400万円を充当するものであります。

この2つの小学校改修事業につきましては、国の補正予算を活用するものであります。

同じく、小学校教材費としまして、10万円の増額補正をするものです。

内容につきましては、10万円の寄附金を活用し、深日小学校で図書の購入費とさせていただきます。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、12、公債費、1、公債費、地方債利子償還金といたしまして、671万9,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、不用額に伴う減額調整でございます。

また、不用額の内容でございますが、地方債借入額につきまして、予算編成時点での借入予定額から、その後、事業費の動きに伴い、一部の地方債につきまして、実際の借入額が減少した結果、地方債利子の不用額につながったことに加えまして、予算見積上の利率に比べ、実際の借入利率が下回った形で資金を調達できたことに伴う不用額処理でございます。

西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長 続きまして、13、諸支出金、1、基金費、5、多奈川地区多目的公園管理基金費、多奈川地区多目的公園管理基金費として、2,117万5,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う土地処分料のうち、多目的公園管理基金に積み立てる額を補正するものでございます。

多奈川地区多目的公園の維持管理費を賄うため、多目的公園の土地収入のうち、財産区は土地処分料の20%、町は町の収入となる額の40%を管理基金に積み立てることを定

めており、株式会社クロセとの土地処分料のうち、多奈川地区財産区の基金積立分として、1,069万4,310円、町の基金積立分として1,048万424円、合わせて2,117万4,734円を多目的公園管理基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分合計といたしまして、8,810万円の補正予算を計上させていただきます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 続きます、繰越明許費としまして、小学校エレベーター整備事業、1,228万5,000円、小学校屋上フェンス改修事業605万9,000円、小学校耐震補強事業4,520万円を繰り越すものです。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きます、債務負担行為の補正追加分でございます。

内容としましては、阪南岬消防組合解散に伴う公債費負担金を追加するものでございます。

期間は、平成31年度、限度額が7,143万8,000円でございます。

これは、阪南岬消防組合が、平成25年3月31日をもって解散することに伴い、解散時における借入金残高にかかわる組合の債務の処理を行うものでございます。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きます、債務負担行為の補正変更分でございます。

内容としましては、退職手当（分割支給分）としまして、当初予算において定年退職予定者2名分の退職手当について、3年分割で平成26年度まで限度額2,373万8,000円として編成しておりましたが、自己都合退職者2名分の追加及び退職者からの2年分割の申し出から、債務負担の年度を平成25年度、限度額を4,082万6,000円に補正するものです。

福井教育委員会事務局学校教育課長 続きます、地方債の補正でございます。

起債の目的は、小学校整備事業の補正前限度額380万円を、補正後限度額3,970万円に変更するものです。

反保委員長 どうも説明ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

辻下委員。

辻下委員 ちょっと教えてほしいのやけれども、小学校改修費で、現場行って見たことがないのやけれども、エレベーターが1,200何ぼか出ている。それと、多奈川小学校のフェンス改修工事、これ600何万円出ているけれども、このエレベーターの大きさとか、そんなの

はどんなものですか。現場行って見たことないのでわからないのですが。金額がちょっと大きいなあ。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 エレベーターの大きさにつきましては、これは、淡輪小学校の分なのですが、人が2人程度乗りまして、給食のコンテナを運べる程度の大きさのものでございます。

辻下委員 それは、全体に改修するのか。新しく取りかえるのか。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 これにつきましては、本体はそのまま活用します。

工事の内容につきましては、巻き上げ機等の改修を行うものでございます。

辻下委員 それと、フェンスは、建屋全体のフェンス。多奈川小学校のフェンスは。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 多奈川小学校の普通教室棟があります屋上、それを全て改修するものでございます。

辻下委員 普通教室というと、屋上全体になっているわけやな。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の1ページの一番初めの地方交付税のところの説明が、ちょっと理解ができなかったもので、もう一度、教えていただくとありがたいなと思います。

反保委員長 相馬課長。

相馬財政改革部財政課長 地方交付税につきましては、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての団体が必要とする一定水準の行政サービスを保障することを目的とする財源でございます。

例年7月頃に普通地方交付税の算定がございまして、そこで、交付決定がなされるわけなんですけれども、現実的には、国の予算と全体の地方公共団体の地方交付税の積み上げを比較した際に、差異が生じる場合がございます。国の予算に合わせる必要がありますので、一定の減額調整がなされるものです。

平成24年度につきましては、岬町が612万5,000円程度減額調整をされた結果となっております。

ただ、今回につきましては、国の大型の補正予算がございましたので、その財源を基に

減額調整の戻しが行われて、その結果として減額調整されることなく、交付決定額は、そのまま収入される予定というものでございます。

反保委員長 中原委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので。

川端委員。

川端委員 小学校寄附金10万円で、そのうち5万円が国際ソロプチミスト。実は、よくいただく婦人団体のお金持ちのお聞きしているのですけれども、感謝状とかは送られているのかなと思って。

ほかにもたまたま寄附をしてくださる方とかいらっしゃるけれども、その都度で感謝状っていうのは、送られているのか。その都度ですか。規定ってあるのですか。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 こういう寄附金につきましては、少額であってもその都度、日程を調整して、町長から感謝状を出すということを通例としてあります。

特に規定等はございませんけれども、やはり、ご厚意に答えるということでやっております。

なお、匿名の寄附とか、郵送されてくるという、これは、ちょっとできないので、その辺は、例外的にはしておりませんが。

反保委員長 よろしいですか。

早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 川端委員のご質問ですが、今年度、当初予算でゆめみらい寄附金では、例年、感謝状を送っていますが、今後は要綱をつくり謝礼という形の部分を出していくことを検討しております。

反保委員長 よろしいですか。

田島委員。

田島委員 確認だけさせていただきます。

この歳出の先ほど説明ございました一般職の退職手当の件です。この括弧書きで分割支給1名とあるのですけれども、この退職金の分割というのは、なぜできたのかな。

財政的に大変だからそういうことになったのですけれども、そもそも退職金というのは

一括払いというのが常識でございまして、その分割というのは、何分割か。

そして、任意制であるのか。恐らく強制はできないと思うのですが、本人の承諾を事前にいただいたのか、2点、ちょっとご説明お願いします。

南まちづくり戦略室長 退職金の分割につきましては、最大3回ということをお願いをしております。

2回というのが多数になっておりまして、その分割については、個人の任意で協力してもらえる方については、3分割までしていると。

過去に3分割で対応していただいた方もございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 任意と言えども、やはり、頼まれたら断りづらいという、その人間的にあれがございしますので、皆さん、余裕があるから分割で結構って言うのですが、中には、やはり、いろんな子どもの養育とかいろんな分があるので、これは、財政的に今の時期、大変と思うのですから、一応、任意の了解をいただければ結構でございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料1ページの、小学校費補助金なんですけれども、さっきの説明で、これもちょっと理解できなかったもので、説明をいただきたいのですけれど。

一般財源のところ、耐震二次診断にかかわる説明をされていたかと思うのですが、その説明をもう一度いただけますでしょうか。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 平成23年度に実施した一般財源に充当している耐震二次診断分として、これについては、国庫補助金として算定されますが、充当先としては、平成23年度分に一般財源で払っているの、一般財源に補填するものでございます。

反保委員長 もう一度。

福井教育委員会事務局学校教育課長 平成23年度に耐震二次診断を行いました。

その耐震二次診断分も今回、総合的に平成24年度分と合算して、国庫支出金として歳入されます。

そして、現年度分については、その算定分については、国庫支出金のほうで合計3,049万9,000円としておりますが、その耐震二次診断の算定された分の152万2,000円につきましては、一般財源に充当しているということでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、おっしゃるところの平成23年度に行った耐震二次診断にかかったお金と理解したらいいですね。

福井教育委員会事務局学校教育課長 そのとおりでございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第1号「平成24年度岬町一般会計補正予算(第6次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第1号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第2号「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件」について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 委員会資料の5ページをごらんください。

平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。1、財産収入、2、財産売払収入、2、土地売払収入としまして、5,941万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、多奈川地区多目的公園内の企業誘致に係る土地売払収入について、財産区基金費に2,251万8,000円及び、繰出金に3,689万6,000円を充当するものです。

次に、歳出です。2、諸支出金、1、基金費、1、多奈川地区財産区基金費としまして、

2, 251万8, 000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、多奈川地区多目的公園内の土地売払収入のうち、企業誘致優遇制度による用地取得助成金の594万1, 000円及び財産区基金費としまして助成金を除いた額より、財産処分に係る配分割合の51%相当額より多目的公園管理基金の20%相当額を繰り出し、その残額の1, 657万7, 000円を併せまして、2, 251万8, 000円を基金積立金に充当するものです。

続きまして、2、繰出金、1、繰出金としまして、3, 689万6, 000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、土地売払収入のうち、企業誘致優遇制度による用地不足助成金を除いた額より、20%相当額の1, 069万5, 000円を多目的公園管理基金とし、また、助成金を除いた額の49%相当額が町の収入となる2, 620万1, 000円を併せまして、3, 689万6, 000円を一般会計繰出金とするものです。

以上、当委員会付託分計としまして、5, 941万4, 000円です。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第3号「平成25年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、本委員会で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入、歳出をそれぞれわけて審議いたしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

反保委員長 それでは、歳入から審査に入ります。委員会資料の6ページから、11ページをごらんください。

質疑はございませんか。

田島委員。

田島委員 これは、昨年もお聞きしたのですけれども、歳入の徴税の部分で、固定資産税の家屋、この家屋の税の部分で、まず、ちょっと頭を整理したいので、家屋の定義、家屋とはどこまでが家屋か、説明を求めたいと思います。

反保委員長 阪本課長。

阪本(隆) 財政改革部税務課長兼行革推進課長 田島委員の家屋の定義ということですので、少しお話をさせていただきます。

家屋の要件と申しますのは、大きく3つございまして、外域分断性といまして、屋根及び周域または、これに類するものを有し、独立して風をしのげることができること。すなわち屋根があつて、3方以上壁や建具などに囲まれていること。

2つ目ですけれども、土地への定着性、物理的に土地に固着していることが要件となり、ブロックの上に簡易な物置やコンテナを乗せただけのものは、土地定着性があるとは言えません。

また、一定期間を過ぎれば解体してしまうようなものではなくて、今ある状態で継続的に使用されているということが考慮されているものでございます。

3つ目に用途性として、家屋本来の目的用としまして、その目的とする用途に供する一定の利用空間が形成されているか否かによって行われる。

この3つの要件でもって家屋というふうに定義をさせていただいております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 大体、屋根があつて、風をしのげて、三方囲いがあつて、土地に定着していると、これを家屋と言うんですね。家屋の耐用年数っていったらいつまでも家屋っていう定義なくなると思うのですけれども、そうしたら、その家屋の課税をかける場合に、まず、耐用年数の問題もございまして。木造、または、鉄筋コンクリート等々によって課税率が違ってきますし、この家屋の耐用年数によって課税が違ふということ、一つご説明いただきたいの

と、そして、人が現住、居住しているというのは、家屋なのか、それとも、現在、空き家が頻繁にあるのですけれども、屋根があって、風をしのいで、三方囲まれて、土地に定着している、そういう空き家の場合は、どの程度までが家屋で、それ以上の崩壊寸前は家屋でないのか、この判断を持って課税をしていると思うのですけれども、どのような算出方法で課税されているか、まず、この説明をお願いしたいと思います。

反保委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 評価の内容ということで、まず、木造家屋なり、耐火の鉄骨等の耐用年数というのは、それぞれ異なるものがございます。

評価につきましては、3年に1度見直しをさせていただいております、その一定の点数を下回りますと、免税点ということになっております、年数で一概に耐用年数というのは、定めてないというように考えております。

もう1点の何を持って家屋と判断されるということのお尋ねだと思うのですけれども、当初、当然家を建てられたときに、建築確認等で居住ということでの状態での評価をしているところでございます。

何年か経過して、空き家になるということも中にはあろうかと思うのですけれども、評価の内容としまして、居宅ということでの登記等もされておられると思いますので、そういった場合には、家屋ということで判断させていただいております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そうですね。説明のとおりだと思うのですけれども、居宅が条件と思うのですけれども、そうしたら、まず、居宅という建前で、長年家屋を放置していると、ここで一つ教えてほしいのですけれども、Aという宅地の中に老朽家屋がある。そして、現存していない。しかし、その家屋が建っていたら、税の問題ですよ。更地にした場合の課税率と、そして、家屋が建ったままの底地の課税率というのは違いがあるのですか。

反保委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 今、おっしゃられたように、住宅用地の場合は、住宅1棟に対しまして、200平米分の土地の課税標準額が6分の1となりまして、これは、200平米を超える場合は、200平米を除いた指摘分の課税標準額が3分の1になることなるのですけれども、一定の住宅用地ということで軽減がございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 ちょっと理解していないのですけれども、そしたら、更地にしないで倒壊寸前の家屋を

置いておけば、その課税率が軽減されるわけですね。

反保委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 一概には軽減されてしまうとは言い切れないところがあるのですが、一般的には、更地にされるよりも上に家屋が建っておりますと、土地の利用が図られないというところの制約がございますから、その特例が適用されていくと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

反保委員長 田島委員。

田島委員 その説明をほしかったのですけれども、なぜ、岬町が空き家が多いかということは、今、説明された部分についても関連性がないとも言えませんので、3年に1度現地確認をされていると思うのですけれども、要望ですが、今すぐそういう答えを出せとは申しませんので、今後、この家屋の課税等については、中長期的でも結構ですから、専門家が見られたら完全にこれは居住家屋でないと、そして、実際居住されていないと、しかしながら、先ほど言った課税率の高低差が違いますから、その部分について、やはり岬町も空き家防止をするためにも、空き家条例とかいろんな部分に手を打っていかないと、岬町の将来展望を考えたら、現状のままでは税の課税しては、一向に町自体が生き返らないということですので、これ以上、質問しても無駄なことですので、一つ、今、私が質問した部分等について、また実地調査をして、資料化をお願いしたいと思います。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 固定資産税のうち家屋の問題について、ご質問いただきまして、担当の課長からお答えさせていただきましたが、まず、ご理解願いたいのは、こういう空き家の問題の中で、土地につきましては、固定資産税の課税標準の特例措置というものがあがりまして、面積200平米までは6分の1に、200平米を超えますと建物床面積の10倍までは3分の1という内容で、この課税標準の特例措置によりまして、税額が6分の1から3分の1に減額しております。

その要件というのは、あくまでも居住することが条件ではなくて、建物の用途が居住用であることを前提として、課税標準の特例が適用されますので、その点をご理解願いたいと考えております。

あと、家屋の課税のけんですが、3年に1回評価替という事務がございます、あくまでも家屋についての、要件は担当が言いましたとおり、3つの要件に該当したものについて、そして、家屋として価値があるものにつきましては、課税をするということでございます。

ます。よって、建物である家屋の課税の仕方と、土地の課税について、特に、特例措置の適用についても、若干、違いがありますので、その内容について後ほど詳しくご説明申し上げたいと思います。このような相違点などについてご理解願いたいと思います。

反保委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。また、後で、勉強しに寄せてもらいますので、一つよろしく願いいたします。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 ちょっと4点確認させていただきたいと思います。

委員会資料の7ページの総務管理使用料の中で、町有地使用料、2,155万2,000円、これが、どういう使用料であるのかというところと、2点目が、委員会資料9ページの土地建物貸付収入、総務課の中で町有地貸付収入197万6,000円、これも同じようにどういう内容のものか。

そして、その下、土地貸付収入、これは、多分太陽光の企業誘致分だと思いますけれども、それも再度確認したいと思います。

最後4点目が、財産売払収入、町有地売払収入2,805万円、これ、どこを売却を予定されているのか、その4点、お願いします。

中田総務部理事兼総務課長 まず、1点目の町有地の使用料2,155万2,000円でございますが、こちらは、第二阪和道等建設発生土の仮置きに伴います使用料でございます。場所につきましては、多目的広場内の企業誘致エリア、約5ヘクタールの所に仮置きをしております。期間は平成27年3月31日までの5年間の予定でございます。

続きまして、町有地の貸付収入でございます。197万6,000円でございます。こちらにつきましては、車庫、または、駐車場という形で貸し付けを行っております。

例えば、深日小学校隣接の給食センター跡の土地を駐車場として使用等で、現在、使用料をいただいているところでございます。

もう1点、町有地の売り払いでございます。2,805万円、こちらにつきましては、8物件ございます。全て、多奈川谷川地内でございます。まず、小田平地内が2区画あと、平野北地内で3区画、あと平野地内で3区画、計8区画でございます。

西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長 9ページの16、財産収入、土地建物貸付収入のうち、企画地域再生担当分でございますが、これにつきましては、多奈川地区多目的公園の事業用地の貸し出しに伴う借地料収入でございます。

ユーラスエナジー岬が、3,037万3,608円、シャープ多奈川太陽光発電所のクリスタルクリアソーラー分でございますが、493万7,208円、合計といたしまして、3,531万816円の年間の借地料収入となっております。

反保委員長 その他ございませんか。

川端委員。

川端委員 7ページの給食費の保護者負担のところなんですけども、これ小学校、中学校は滞納分書かれていますけれども、幼稚園は、滞納はないのでしょうか。

それと、あと小学校、中学校も卒業した後は、この滞納を残したまま卒業される方も絶対ないとは言えないと思うのですけれども、その辺の対応は、前にも聞いたことがあるような気がするのですけど、もう一度、お聞きします。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 まず、1点目の幼稚園の滞納ですが、幼稚園の滞納は全くございません。

2点目の卒業生の滞納分なんですけど、これにつきましては、中学校で把握しておりますので、中学校の先生と事務の先生とともに滞納整理をして行っている状況でございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 中学校で把握するということは、例えば、小学校卒業した人が、そのまま中学校に上がったら、その後もってということですか。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 小学校で滞納している分については、小学校の事務の先生が把握しておりますので、中学校に行かれましても同じくそれで卒業生の方を整理しに行っております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 現実に解決できるのですか、できるというか、解決されているのですか。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 わずかではございますが、今のところ努力はしておりまして、ご理解を求めています。

反保委員長 川端委員。

川端委員 最終的には、例えば、小学校卒業して1年、2年の間に対応できる。そういう方は、また中学校に行って、また中学校分でも滞納されるとか、いろんな問題があると思うので

すけれども、その辺の問題は、どういうふうに対処されているのですか。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 滞納問題、頭の痛い問題でございます。

委員のご指摘のことも大変懸念しているところでございます。

昨年度、決算のときに130万円を超える滞納額であったと記憶しておりますが、現在のところ、103万円余りでございます。

成果というのにはほど遠いかもかもしれませんけれども、少しずつ納めていただいているという状況でございます。

それから、既に高校生3年生まで、その辺までになっている卒業生の分もありますけれども、これも把握してきちんとやっていくということで取り組んでおります。

ただ、委員ご指摘のように、全く行方がわからないというようなことになった場合、これは追いかけれないかと思うのですけれども、現在のところ、全て親御さん、保護者がどこにいてということは把握して取り組んでいるところでございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 本当に、準要保護の方らもいらっしゃるかなと思うのです。だから、その辺で、その分は、きちんと給食費いただいでいて、それをそのおうちの中でほかに流用しているのかなという想像もつきますので。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 103万円余りの現時点での対応額でございますけれども、児童、生徒の数は、延べで言いますと35人でございます。単純平均しますと、3万円足らずなんです。ただ、兄弟や2人、3人いるという家庭では、10万円近くになると。

現時点で、10万円を超えているというご家庭は1件だけです。後は、多い所で7、8万円、少ないところでは1万円切っているという状況も含めて、全部滞納として把握して取り組んでいるという、そういう実情が一つあります。

委員、ご指摘のところ、そしたら、うちで言う高額の10万円前後の所は、どういう家庭が多いかという、ご指摘のように要保護家庭があつたりします。生活保護の中で、保護費が出ているということなんですけれども、それを給食費として滞納になって、なおかつなかなか解決できないという状況になっています。それも事実です。

この辺は、子ども家庭センターとも連携しまして、生活指導も含めて、さらに対応をしていきたいと考えております。

反保委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 初めに、企画地域再生担当というのを、実は、よくわかっていなくて、以前、企画政策課という名前だったのでしたか。

実は、知らない間と言うか、変わっていたのですね。その辺の説明をいただけるという理解しやすくなると思うので、そこを一つお願いしたいのと、それから、委員会資料の6ページの固定資産税にかかわってお尋ねをします。

これは、来年度予算ということになりますので、超過課税の引き下げによる減額というふうに見えていいのか、それ以外にも何らかの要因があるようでしたら、お答えをいただきたいと思います。

それから、委員会資料の8ページの款15、府支出金の項3、委託金、目、総務費委託金、節1、総務管理費委託金の中の、人権推進課にかかわる人権問題啓発活動等委託金の内容の説明をいただきたいと思います。

反保委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 私のほうから、企画地域再生担当ということで、昨年4月からこの部署ができておるわけですが、その中身をちょっと説明させていただきたいと思います。

その企画地域再生担当の中には、企業誘致担当というのと、企画担当という2つのセクションがございます。そこに2人の副理事がはりついておるわけですが、まず、企業誘致のほうは、主にこの前から企業のシャープとかユーラス、その辺の多目的公園にかかります企業誘致を担当するのと、それと、深日港の活性化イベント、これにつきましても、主担として担当をしております。

また、企画担当につきましては、町の総合計画を中心として、その中で実施計画とか、その辺のところを担当しておるセクションでございます。

反保委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 固定資産税の減収部分についてということで、超過課税による影響かということですが、これにつきましては、固定資産税全般としまして、税率の改正による影響が約8,600万円の減収。それと、地価の下落により、約1,700万円の減収を見込んでおりまして、対前年度比9,480万円の減額ということになっています。

一方で、全体として大きく減額になっているのですけども、この中では、増加要因的な

部分も若干あるのですが、それらをプラスマイナスした合計が対前年度比9,400万円程度の減額となっています。

その大きな要因としましては、委員が指摘いただいていますように、超過税率の減額によるものが主要な要因となっております。

阪本（正）総務部人権推進課長 人権問題啓発活動等の委託金ですが、大阪府からの補助金としまして、国の法務局が地方公共団体に対し、人権啓発活動地方委託事業として、平成9年度に創設されました補助事業であります。

国は、地方公共団体に委託事業として委託することで、その地域に根ざしたもっとも有効と考えられる啓発手法で、人権問題に対する正しい知識を広め、地域住民一人ひとりの基本的な人権尊重の認識を高めることを目的としております。

この経費を都道府県に委託し、都道府県は、市町村に再委託して事業が行われております。本町もこの補助を活用して、人権啓発活動の委託費を充当した事業を実施しております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目の企画地域再生担当のことについて、ご説明をいただきました。まちづくり戦略室というのがあって、その中に企業誘致の担当と、企画地域再生担当というのがあるというふうに受けとめたらいいのですか。

南まちづくり戦略室長 企業誘致と企画担当という名称になっております。

まちづくりの中には、人事、秘書関係、それと、並列で危機管理監がおりまして、そこを通してまちづくり戦略室ということです。

今、言われているところにつきましては、企画部門を2つにわかれておりまして、先ほど説明したような業務を行っています。

特に、企画のほうは、町の全体的な調整をしたりとか、そういう部門になっている部署でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 余り詳細には、存じ上げておりませんで失礼いたしました。地域再生担当といういい名前だと思うのですが、何か特別な役割があって生まれたものなのかなと。その名前を使ってなお、構成と言いますか、人員配置は今年度の初めからということになるのですね。

そしたら、そういう名前を使って事業何か担当していくというときの目的と言うか、こ

の企画地域再生担当が生まれた理由といたしますか、そういうものを聞いておいてもいいですか。

反保委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 企画地域再生担当というセクションが生まれた理由なんですけども、当初、試行的にグループ制の実施をしたいということで、今まで課がありまして、そこに係長、また下に課員がおるわけでございますが、今回、試行的な試みとして、その課を企画地域再生担当というような形にして、それでまちの活性化を中心にやっていくということで設けたセクションでございます。

主に、町の活性化です。深日港の活性化とか、いろんなものを考えたセクションになっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 また、詳しく教えてください。

反保委員長 町長。

田代町長 ちょっと補足させていただきます。

これは、実は、議会の皆さんも、今、深日港等の問題、道の駅等の問題で議論していただいて、我町が非常に衰退化していく中で、このセクションをつくったのは、やはり、今後、町独自の政策事業として検討していこうということで、もともと企画部門は、従来型のイベントとか、そういった企業誘致等しか、余り関係していなかったのですが、今度は、横の連絡もとって、お互いに関係ある部署については、グループ制を持って地域の再生に当たっていこうという思いで、この部署をつくっておりますので、その点は、もっと幅広く捉えていただけたらいいかなと思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 3点目にお答えをいただいた人権問題啓発活動等委託金について、詳細な説明をいただきました。

事業としては、人権啓発活動に充てているということでありましたけれども、予算書ではどこに入るということになるか、ちょっとお聞きしておいてもいいでしょうか。ページとか、項目とか。

阪本（正）総務部人権推進課長 支出に対しましては、予算書の41ページの13、委託料、啓発資料作成委託料で58万8,000円を計上しております。

中原委員 ありがとうございます。

反保委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

竹原委員。

竹原委員 2点ございます。1つは、税金なんですけれども、歳入によくふるさと納税というのを
お聞きしております、その額というのは、およそどのくらいというのはつかまれている
のかどうかというのを教えていただきたいのが1点目です。

それと、もう1つありまして、9ページの岬ゆめみらい寄附金のほうです。こちらの寄
附金の使い方というのは、予算書、歳出でも見ているのですけれども、使い方の基準とか
いうのがありましたら教えていただけたらと思います。

反保委員長 早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 ふるさと納税というのも全て含めて、岬ゆめみらい
寄附金としてお受けをいたしております。

これにつきましては、平成24年度見込みとしましては、大阪マリノフェスティバル協
賛企業という形と、個人からあわせて、521万円ご寄附をいただいております。

それと、自動販売機の寄附という形で25万1,800円、ふるさと納税という形で個
人さんから、130万6,136円、合計671万8,374円を本年度の見込額として
おります。

それで、今、言われました岬ゆめみらい寄附金の使途目的なんですけれども、これにつ
きましては、指定寄附がある場合は、その指定された寄附に基づいて予算計上をさせてい
ただくということになっております。

大阪マリノフェスティバルの協賛企業からの寄附金につきましては、大阪マリノフェ
スティバルで実行される各種団体さんの補助金として扱わせていただいております。

反保委員長 竹原委員。

竹原委員 そしたら、マリノフェスティバル以外っていうのもあるのでしょうか。

そういうのを出す基準とかあれば教えていただければと思います。

反保委員長 早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 ふるさと納税につきましては、福祉部門、教育部門
という指定寄附がございますので、それに基づいて指定された項目で、一般会計の中で対
応するというので、支出をしています。

反保委員長 いいですか。

ほかにございせんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の9ページの特別会計にかかわって説明をいただきたいと思います。

学校教育課の深日財産区特別会計繰入金等、総務課の深日財産区特別財産繰入金、それから、一番最後の行の多奈川財産区特別会計繰入金について、内容の説明をいただきたい
と思います。

反保委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 まず、深日財産区でございますが、学校教育課でございます。深日小学校体育館放送設備の改修に伴います繰入金でございます。80万円。

あと、総務課のほうは、集会所の消防設備改修に係ります繰入金、161万9,000円でございます。

続きまして、多奈川財産区でございますが、まず、学校教育課のほうは、多奈川小学校のスクールバス購入に係ります繰入金、683万4,000円、あと、総務課のほうは、集会所の空調機器及び消防設備等の改修に係ります繰入金、436万4,000円。

反保委員長 中原委員。

中原委員 委員会資料の10ページの説明の下から3行目、市町村振興協会市町村交付金、宝くじ交付金について、ご説明をいただきたいと思います。

何に充てているのかという説明をいただきたいと思います。

それから、その下の普通地方交付税過年度精算分についての説明をいただきたい
思います。

それから、11ページの説明の中の真ん中あたりにありますコミュニティ助成金、これの充当先についてもご説明ください。お願いします。

反保委員長 以上、3点、相馬課長。

相馬財政改革部財政課長 まず、1点目の大阪府市町村振興協会市町村交付金（宝くじ交付金）でございますが、これにつきましては、市町村振興の宝くじに係る交付金でございます。いわゆる当選金付証票の発売というものでございまして、内容といたしましては、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじでございます。

金額につきましては、2,651万3,000円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、平成23年度直近の実績額を計上させていただいているものでございます。

続いて、2点目のご質問でございます。普通地方交付税の過年度精算分ということで、8,165万円を計上いたしてございます。

これにつきましては、固定資産税の訴訟の結審に伴います交付税の精算でございます、かねてからご説明させていただいておりますとおり、裁判の結果に伴いまして、地方交付税の増額が見込まれるというものでございます。

内容といたしましては、平成20年度から平成24年度までの5年間ということで、5年間トータルで8,100万円程度を計上させていただいているものでございます。

なお、この過年度精算分につきましては、あくまで地方交付税なんですけれども、比較しやすいように、今回あえて、雑入という形で外出しをさせていただいて、計上しております。今年度も7月頃に交付税の算定がございます。そこで最終決定がございますので、交付決定を踏まえまして、9月補正予算時に科目の振替及び交付決定に伴う必要な調整を併せて予定しているものでございます。

それと、宝くじ交付金の充当先でございますが、住民情報システムに充当しております。早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 コミュニティ助成金の充当先なんですけれども、予算書の40ページの企画費の18、備品購入費の企画地域再生担当のコミュニティ備品購入費に充当しております。

反保委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内容内訳表をごらんください。

まず、議会費に入ります。予算書の33ページ、34ページをごらんください。

質疑ございませんか。

辻下委員。

辻下委員 議会費ということで、議員は言いにくいと思うのですが、これ要望にしておきます。

というのは、これ町長にも絡んでくるのだけでも、議長交際費、町長交際費、財政は厳しいということはくれぐれわかっております。わかっているのだけでも、余りにも交際費とか、町長交際費、低過ぎる。これまた、来年度、いろいろと考えて、それは何ぼ上げるのか、それはそれなりに担当課のほうを考えてくれたらいいのだけでも、そういうぐあいで、来年度、ことしは仕方がなかつても、来年度だけ何とか上げるように、要望だけ言

うておきます。

反保委員長 ほかにございませんか。

竹原委員。

竹原委員 議会のところの最後の機械器具費156万6,000円、積算していただいていると思うのですが、大体、どのようなものを予定しておられますか。

反保委員長 答弁のほうを。

大山議会事務局長 15の備品購入費156万6,000円の機械器具費なんですけれども、この部屋の第2委員会室の会議システムの費用です。

委員会の会議システムは、平成11年3月に整備したもので14年経過しております。その間、不具合が生じることにより補修を続けてきましたけれども、特に、円卓の後ろのほうの長机の議会システムの調子が思わしくなく、一部改修ができないため、全面改修するものでございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議会費についての質疑は終わります。

続いて、総務費に入ります。予算書の34ページから49ページまでをごらんください。ただし、39ページの目、交通安全対策事業費、44ページ、45ページの項、戸籍住民基本台帳費、48ページの目、指定統計費のうち、建築課に係るものは、他の委員会の所管ですので除きます。

それでは、質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 先ほど、議会費の中で、議会の交際費等がかなり厳しい状況であると、そういう要望も出ており、これ一つ、小さな親切で大きな迷惑になるかもわからないけど、一般管理費の中で、交際費で48万8,000円、これは町の交際費だと思うのですが、この分について、町長、この金額で交際費で、今、一生懸命頑張っていて、トップセールスもしていただいていると、その部分で、十分な予算編成であるのかないのか、まず、町長の腹づもり、予算的に、先ほど、議会費でよう聞かなかったのはそこやねん。

私も、この1年、議会運営させていただいて、大変、苦しいやりくりをやっているわけです。この19日にも、また、対岸の洲本市に行くに当たってもまるっきりお金がないという状況で町当局にご無理言っているいろいろご支援いただいた中で行く予定ですが、議会は、先ほど辻下委員が要望するのは、現実です。はっきり申しまして。

これは、交際費を上げたからと言って無駄遣いするのではなくて、結局、これは公正な事務手続をとれば要らなかったら不用額で返せますので、やはり、これから二国も道の駅も深日港も、いろんな等々、これから両輪で活動すべき時期というのが来ているのに、交際費が前年度も同じ、ずっと同額の交際費でいいのかということで、議会としたら当然苦しいということをおの場をかりて申し上げておきますが、町長としたらどうですか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 交際費の問題について、私からご説明させていただきたいと考えております。

町の財政が苦しいということで、交際費につきましても相当減額について努力していただいております。私が知っている範囲では4分の1から、5分の1程度まで金額が下がっているのではないかと考えております。

これも、財政再建にご協力いただいている一つの成果と考えております。

ただ、先ほど言いましたとおり、町の活性化、まちづくり戦略室にも地域再生担当という組織を置きまして、町長を先頭にしたトップセールスを支援しているわけですが、それに係る経費等につきましても、交際費として出すべきものとそうでないものがあります。例えば、トップセールスを行うための東京陳情とか、また、車での移動とか、そういう特別旅費、また、高速使用料等、そういうトップセールスに必要な経費等については、この当初予算の各費目ごとにわかれておりますが、分散いたしまして、必要な金額等については予算に計上いたしておりますので、トップセールスを行う上で必要な直接的な経費については、十分、予算の中において確保したと考えております。

ただ、交際費として支出すべきものについては、若干、ご指摘の件もあると思っておりますので、議会の交際費と合わせまして、今後、どのような内容で取り扱いをしていくのかということについては、十分、また、話し合いをさせていただきたいと考えております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 すばらしいご答弁で、やはり、そのお金を握っている所の答弁は、すばらしい答弁で、ぶっちゃけて、結局、本来なら、昨年に予算計上しておくべき問題ですけれども、これから、大変な町長もトップセールスせないかんし、議会も議会活動をするには、やはり政務調査費のみ6万円ではどの程度を調査できるかということです。

本来なら、常任委員会研修調査費も計上して、議会も負けないように活動しないといかんところですがけれども、町の交際費は十分でいけるとなれば、議会もそれ以上の要求も今

後検討して、来期には、一応、どなたが提案するか知りませんが、その折は計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

迷惑な話をしまして申しわけございません。結構でございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 関連してなんですけれども、今、議会議会っていうふうに出費が出てきて、これは、あくまでも議会の中でも14人個々に意見が違いますので、その辺の誤解はないようにということをおきます。

田島委員 これは、一人の意見ですよ。委員の意見ですから、それはもういくら言ってもよろしいから。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 2点確認させてください。

予算書の40ページ、先ほど早野課長から収入で説明がありました備品購入費、イベント備品購入費、147万9,000円、その下の358万9,000円と、257万9,000円、これ3点のどういう備品購入を予定されているのかという内容を教えてください。

それと、予算書の43ページ、13の委託料、これきのう、厚生委員会で住民戸籍電算化のシステムセットアップというところが今年度から運用されるということがありました。ここで固定資産税と言うか、税務課のそういう同じセットアップというのは、考えておられるのか、これからどういう予定されているのであれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。

反保委員長 以上、3点。

保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 マスコットキャラクターにつきまして、ご説明させていただきます。

マスコットキャラクターの制作委託料といたしまして、35万3,000円を計上しているところですが、岬町マスコットキャラクター選定委員会での意見を踏まえまして、作成するグッズを決定していきますが、ミニタオル等で新生児の記念品として活用できるようなものも踏まえて、検討していく予定でございます。

それから、イベント備品購入費といたしまして、マスコットキャラクターで147万9,000円を計上させていただいております。

これにつきましては、マスコットキャラクター着ぐるみを2体作成したいと考えており

ます。

本町では、夏場のイベントが多くて、汗で汚れやすいとか、また、着ぐるみをローテーションで使用するほうが、着ぐるみが長もちするというようなこともありまして、マスクットキャラクターを2体作成する予定でございます。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 まず、コミュニティ備品購入費の内訳ということだったと思いますが、これにつきましては、今年度は自治区の掲示板、イベント時使用するためのテント、プロジェクター、トランシーバー等の購入を検討しております。

それと、機械器具費、上の358万9,000円なんですけれども、これにつきましては、各課職員に配置しておりますパソコンの老朽化による入れかえということがあります。

これにつきましては、現在、167台のパソコンを管理しておりますが、このうち、ソフトのサポート期限が切れているものがございまして、これにつきましては、入れかえを行っていきたくと考えております。

それと、合わせてプリンター7台の入れかえを検討しております。

反保委員長 阪本課長。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 奥野委員のおっしゃるセットアップ等の入れかえということで、税務課自体ではそういった入れかえ等の予定はございません。

今年度につきましては、若干、委託料等が増しているところがございますけれども、平成24年度に評価替が一旦終わっておりますけれども、次回、平成27年度に向けての評価替の準備の段階にもう入ってきております。

1つは、航空写真等、上空からの撮影とかといったものもございまして、若干、委託料のほうで増加となっております。

反保委員長 ほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 財産管理で節の説明で、18の備品購入費、これは、公用車ですけれども、まず、この公用車、車種を説明していただきたいのと、この公用車購入に当たって、古い車両の処分方法について、2点、説明を求めたいと思います。

中田総務部理事兼総務課長 まず、公用車の車種でございますが、今年度は3台予定しております。うち1台は、軽自動車のタイプでございます。箱型でございます。こちらが1台。あと、軽四のダンプが1台、あと、ハイエース、これはイベント等の機器の搬入、搬出にかかります車両が1台の3台を予定しております。

あと、廃車につきましては、その都度、業者さんのほうで廃車手続をとってもらっているところでございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 廃車手続、そして、本体は、まだ使える程度か、それとも完全にスクラップか、この部分について、適正処分の方法をされているのか、どのような処分の方法ですか、事務手続ではなしに。

中田総務部理事兼総務課長 まず、車両につきましては、かなり委員もご存じのように、老朽化が進んでおりまして、再活用できる状況ではございません。

その中で、廃車手続をとるのでございますが、業者のほうに廃車依頼をさせていただきまして、廃車完了の書面を持ちまして、事務処理を行っているところでございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 事務手続の手数料は必要ですけれども、その廃車するのにお金を払っているのか、それとも、スクラップとして何がしをいただくのか、そういう適正処分の方法はいかようにしているのか。

中田総務部理事兼総務課長 今のところ、廃車経費については、かかっておりません。通常、ご存じのように廃車経費がかかるわけでございますが、スクラップ等で業者のほうはその経費を相殺した中で、当町には経費負担がないという状況でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 車種とか、その行政のあれによって違う、消防の場合は、いろんな救急車、消防車、いろんな各ポンプとか、そういうのを廃棄する場合は、一応、入札制度をとってしているのですけれども、完全にスクラップにゼロとするのではなくて、そういう入札方法をとってほしい方にそういう方法をとる考えありますか。ないですか。

中田総務部理事兼総務課長 今のところ、私経験上、その消防車両の廃車につきましては、ちょっと記憶がございませんので、ちょっとその辺は十分検討いたしまして進めてまいりたいと考えております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 もう最後に、参考までに言うておきますけれども、車種的にマイクロバスのな車両、古い型、これでは日本国内では当然使用しないんですけれども、やはり海外では廃車同然のようなバスでも100万円近い金で輸出されていると。ということで、もう国内の常識で廃車、スクラップと思わないで、一度そういうぐあいに入札制度を取り入れてはいかがで

すかなど、これは要望しておきます。

反保委員長 ほかにございませんか。ないですか。

中原委員。

中原委員 予算書の35ページの節1報酬についてお尋ねをいたします。

特別顧問の報酬5人とありますけれども、これは後に出てくる条例等もかかわるものと思いますが、この金額からいきますと、出勤していただくというか、回数でいうと12回分という感じで受けとめたらいいのか確認をしたいというのが1点です。

それから、節12の給料の一般職給についてお聞きをいたします。

1年前の予算審議と比べて2人ふえているように思うんですけども、そういう認識で誤りがないか。また、それについての何らかの事情等がありましたらご説明ください。

それから節3の職員手当等についてですが、一番上に特別職通勤手当、二つ目に特別職期末手当とありますけれども、この二つに特別顧問の方にお支払いする分が含まれるということになるのか、そのあたりについてご説明をいただきたいと思います。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 特別顧問報酬につきましては、後ほどご説明させていただきますが、2万5,000円の12回分を計上しております。5人という表示につきましては、規則において5人までお願いすることができるという意味での5人でございます。

反保委員長 今坂課長。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 一般職給の給料の35人についてなんですけれども、この当初予算につきましては4月に人事異動がございますので、前年度の一般管理費に比較して、多分前年度は2人少なかったと思うんですが、現在の配置人数に伴う予算措置でございます。

続きまして、職員手当の特別職通勤手当、特別職期末手当の中に、特別顧問の費用が含まれているかどうかなんですが、それは含まれてございません。

反保委員長 よろしいですか。いいですか。

中原委員。

中原委員 もう少しお尋ねをします。

一般職給についてご説明をいただきましたが、現在一般職の方については35人配置されているというふうに受けとめたらいいということでしょうか。これが1点目です。

それから、特別職の通勤手当と期末手当ですけども、この内容の説明をしてください。

反保委員長 今坂課長。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 この35人の一般職の人数なんですが、一般管理費で支給している職員の数でございます。

続きまして、特別職通勤手当でございますが、特別職通勤手当、特別職期末手当につきましては、対象となりますのは、町長、副町長、この2名の通勤手当及び期末手当でございます。

通勤手当につきましては、対象は町長、副町長になってはいますが、支出しているのは副町長のみでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。

反保委員長 はい、わかりました。

川端委員。

川端委員 42ページのこの41ページのところ人権啓発費のところからきている、この28の繰出金で、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金693万7,000円なんですけれども、これ住宅新築資金はもう今全然機能していないと思うんですけれども、これはどういう内容になりますか。

反保委員長 答弁。

阪本課長。

阪本（正）総務部人権推進課長 平成25年度の決算見込みに対しまして、歳入が76万3,000円、歳出が770万円、その差し引き693万7,000円を一般会計から繰り入れます。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 住宅新築資金特別会計への繰出金について、私から少し補足説明させていただきます。

まず、この会計の設置目的ですが、皆様もご存じのとおり、小集落事業の実施に伴いまして、土地や家屋を失う者に対して、自ら居住する住宅を新築したいという方につきまして、その資金の一部を貸し付けを行いまして、その貸付金に対する償還事務とか、貸付金の原資となった町債の償還に係る事務を継続して行ってまいりました。この小集落事業は、昭和54年から始まっておりますので、昭和55年から平成2年まで貸し付けを行いまして、貸し付け件数は78件、3億9,600万円の貸し付けを行いました。そして、この

貸付金の償還期間というのは25年を目途としておりまして、そうした内容で定期的に毎月元利均等償還で償還を行っていただいております。今回、最後に貸し付けした方が、平成25年11月をもって償還が満了することになります。それが一名でございまして、もう一名がもう少し前に貸し付けした方ですが、その方は少し経済的事情によりまして、一部滞納が生じておりまして、まだ未償還、残高が残っているというような状況にあります。このような状況を踏まえまして、この特別会計の設置の目的であります償還金の償還の事務、並びに町債の返還事務等につきましては、平成25年度で終わることになっております。こうしたことから本来の特別会計を設置する目的がなくなったのではないと考えておりますので、この平成25年度をもって、この特別会計を廃止したいと考えております。ただ、この会計につきましては、赤字が発生している収支状況でありますので、その赤字分を一般会計から特別会計に繰出して補填いたしまして、そして最終的に収支ゼロとしまして、この会計を来年度の3月末で終了したい。そのための特別会計への繰出金でございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 そうしたら、今お一人の方がちょっと支払いが困難やというふうに言っていたと思うんですけども、その方については、もう免除するということになるんですか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 この方につきましては、貸付を行いまして、貸付金の担保として住宅に岬町は抵当権を設定しております。こうした担保設定と共に、今、経済的に資力が回復していますので、順調に返還していただいております。この者に係る平成26年度以降の償還事務につきましては、一般会計において処理したいと考えておりまして、一般会計の歳入において収入という歳入の科目になるものと考えております。そして全ての貸付償還が終わるまで、一般会計において償還事務については処理を行いたいと考えたところでございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 この件についてはいいです。

そうしたら、ちょっとこの上のところの19負担金、補助及び交付金の中で、人権擁護委員活動補助金5万6,000円とあるんですけども、これは今、人権擁護委員さんが何人いらっしゃって、この活動補助金というのは、どういう形で使われるのかなということをお尋ねします。

阪本（正）総務部人権推進課長 人権擁護委員は、岬町で6名おられます。活動補助金ですが、岬町で実施しています人権相談を通じて、相談者の人権擁護のための適切な指導を行っていただくために、人権擁護委員自身の資質向上が図られるよう、研修会などに積極的に参加していただく活動費でございます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 そうしたら、研修会に行く交通費とか、そういうふうに受けとめたらいいのかと思うんですけども、私、なぜここでこれを言わせていただいたかといいますと、この間の本会議で会派代表質問で、DV対策のことを会派代表質問で言わせていただきました。DVの被害者の方もこの中でだったら、どこに被害を訴えるかといったら、ちょうどこの人権擁護委員の方に訴えてもいいのかなというふうに、そういうふうに考えながら、ちょっとここで言わせていただいたんですけども、この前も言わせていただいたんですけども、阪南市の場合は緊急で避難されてきた、もう本当に何も持たずに緊急で来られた方を一時的に保護するために、きのうも聞いたんですけども、阪南市では年間10万円足らずの金額をそのための予算措置をしているということを聞いたんです。岬町でしたら、それこそ人権擁護委員さんのところにも行ったら、この金額だったら、人権擁護委員さんがポケットマネーでも保護してあげなアカンのかなという状況ですので、岬町も何かそういうときの緊急避難されて、一時的なためのどこかで対応できるような予算をいうのを取れないのかなということをおね。

反保委員長 こういう今の川端委員の要望というか、思い、答弁というの。

白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 人権擁護委員の活動補助金、これについては今担当課長がご説明申し上げたとおりでございます。そこで人権擁護委員の役割としましては、ご質問ありましたとおり、DV対策についても当然人権侵害の一つでございますので、相談窓口になるものと考えております。DV被害者につきましては、特にDV特別法が定められておまして、直接的な窓口等については、岬町の窓口もありますが、大阪府の相談窓口といたしまして、岸和田の子ども家庭センターとか、それと警察とか、いろんな関係機関が集まって、その被害者に必要な措置を講ずることが予定されているところでございまして、それが機能しているものと考えております。

また、本町の具体的な今後の支援活動内容とか、取り扱い方針につきましては、男女共同参画推進プラン、その中にも1項目を設けておりますので、その中において具体化して

まいりたいと考えているところでございます。

あとご質問いただきましたDV被害者に対する財政支援の問題でございますけれども、この問題につきましては、いろいろ阪南市などのいろんな先進団体の情報等も仕入れておりまして、町としてどのような方法が一番適切な方法について検討しているところでございますので、それらを踏まえた上で具体的な取り扱いの内容、そして、またこれに伴う予算が必要となりましたら、それについても検討してまいりたいと考えております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 総務部長も今考えてくれると言っていましたので、あれなんですけれども、やはりどこから突然来られるか、これわからないんですよ、本当被害者の方はね。だから、お隣の阪南市に来られるということは、岬町は隣接していますので、岬町にもいつどなたが来られるかわからない。そうしたときに、うちは一時的にはどないもできへんのやというわけにはいかないの、やっぱりそういうとき対応できるということも考えて、ちゃんと取り組みとしてほしいということを要望しておきます。

反保委員長 要望ということで、よろしく願いいたします。

ほかにございませつか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の35ページ、これは一般管理費の中で、節8の報償費、公共施設のあり方検討委員会委員報償費についてお尋ねをいたします。

会派代表質問でも取り上げられた問題でありますので、今後の開催のスケジュールについて、1回目いつごろとか、年間どれぐらいのペースでやっていこうと思つていとか、そのあたりについてお聞かせをいただきたいというのが1点目です。

それから同じく35ページの節11需用費の危機管理担当として消耗品費修繕料とありますので、この内容についてご説明ください。

委員会資料36ページの節19負担金補助及び交付金、危機管理担当の自治区長連合会補助金についてお尋ねをいたします。

金額に少し従前と差があるように感じましたが、何か算定の根拠が変わつたとか、そういうことがありましたらお聞きしておきたいと思つています。お願いします。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 公共施設のあり方検討委員会につきましては、課題がかなり開催する中でいろいろな状況が出てくれば、弾力的に開催を考えていくわけですけれども、現在の

ところおおむね3回程度で開催し、その中で保育所の給食を学校給食センターでの衛生状態を加味して対応できる方向で検討していけないかという課題を進めていきたいというふうに考えております。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 まず、自治区連合会の補助金について、前年度と比べ増額しているということですが、これにつきまして、説明させていただきます。

まず、連合会につきましては、これまで活動経費といたしまして、広報紙とか各戸配布等や自治区内の要望活動また、住民との連絡調整、行政との連絡調整業務など自治区長さんが担っていただいているところに対しまして活動費を支給させていただいているところでございます。ここ最近、自治区要望の活動なども年々増加してきております。また、それに加えまして、東日本大震災や阪神淡路大震災のあと、地域住民が自分たちのまちは自分たちで守るという自覚と連帯に基づきました地域の人々の意識と意気込みということで、自主防災組織の結成など、そういった部分で自治区長さんにおきましても、尽力いただいているところでございます。そういったことを考慮いたしまして、今年度より、一律に支給しておりました自治区割と、世帯数に応じた世帯割部分を増額しております。

まず自治区割は、これまで一律1万円を支給させていただいておりましたが、これまでの額に一律3,000円を増額させていただいております。また、世帯に応じた世帯割といたしまして、これまで1世帯あたり280円を支給させていただいておりましたけれども、20円アップさせていただきまして、1世帯につき300円とさせていただいたところでございます。

おおむねこれで計算させていただきますと、これまでよりも約32万円程度が増額されると見込んでいます。ただ、前年度の比較対象になります世帯数につきましては、変動はございますので、必ずしもイコールになるとは限りませんので、その点だけご了承願いたいと思います。

反保委員長 末原課長代理。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 先ほどの消耗品でございますが、消耗品は、コピー代として計上しております。どのようなコピー代かと申しますと、自治区関係のコピー代に使わせていただいております。それと18万円の予算計上させていただいているのは、各地域においての掲示板の補修・修理の分で計上させていただいております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 公共施設のあり方検討委員会について、1回目はいつごろ開催予定かお聞きしておきたいと思います。

それから委員会資料の37ページ、広報公聴費の中で、節1.1 需用費の危機管理担当の修繕料について説明をいただきたいと思います。

それから、節1.3 委託料の法律相談弁護士委託料にかかわって、相談件数、昨年度と一昨年度の件数をお聞きしておきたいと思います。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 公共施設のあり方検討委員会につきましては、有識者と日程調整を進めながら、第1回目につきましては、4月中の開催に努めていきたいと考えております。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 ご質問の修繕料につきましては、防災行政無線が61基、今備わっていますが、その電池の交換分で138万円の予算計上を計画させていただいております。これは2年計画で、平成25年度30基、平成26年度は31基という形で予算計上をさせていただいております。

反保委員長 早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 法律相談の利用者数ということでございますが、平成22年度114件、平成23年度117件、平成24年度見込みとして120件となっております。

中原委員 今、修繕料のところで防災行政無線、2年計画で電池をかえていく。ごめんなさい、ちょっと聞き漏らして、その2年というのは、ことしと来年なんですね。そのこととあわせて、ほかのところに予算化されているのかもわからないんですけども、その防災行政無線の聞こえの悪さとか、そういったことの調査・点検等はどのようになさるのか、来年度何か計画をお持ちであれば、お聞きしたいなと思います。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 その部分につきましては、無線システム保守管理委託料の中に含まれておりますので、随時聞こえにくいところがあれば、業者にその旨、連絡いたしまして、防災行政無線の聞こえの部分についての保守点検をさせていただいてるところでございます。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 今お話をいただいた聞こえにくさへの対応については、節1.3 委託料の無線システム保守管理委託料の中で対応していくということかと思っております。以前お聞かせいただいた、本

会議の場だったと思いますけれども、地域によって、ほとんど放送が聞こえない地域があるということを指摘させていただいたりとか、あとは聞こえにくさへの対応で、他の市町村で行っているような電話をかけて内容が確認できるといったようなサービスとか、そういった聞こえにくさへの新たな対応という点で、何か努力していただきたいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

反保委員長 谷下危機管理監

谷下危機管理監 以前本会議の中でも中原委員の質問にお答えさせていただきました。実際、今年度そういう地域のところがございまして、自治区長さんとお話しをさせていただきました経緯がございます。その中で新たに防災行政無線の子機1基を増設するには、非常に莫大な費用がかかってまいります。そういったこともございまして、委員ご指摘の一般質問の際に、電話回線を通じたサービスというものが有りますよということでご指導いただいたわけですが、それも一度検討させていただきましたが、それにつきましても、かける側が電話回線を使用することから費用もかかりますので、我々は今現在、現実的な対応といたしまして、聞こえにくいところにつきましては、担当課のほうに電話をいただければ、全てその内容をお伝えさせていただきます。また日曜・祝日とか、そういった際には、守衛のほうにも、その放送内容がわかるように原稿をお渡しさせていただいております、住民さんからの対応を行っているところでございます。また、あわせまして、自治区長さんにもその旨、ご連絡はさせていただいております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 防災無線については、私は十分とは思いませんけれども、一定の努力はしていただいているということが確認できました。その電話で聞こえにくかったものを問い合わせして確認をするということですが、そのことは何らかの形で住民さんに対する周知というか、ご案内等はちょっと覚えがないんですけれども、守衛さんに頼んでいただいたり、区長さんにお伝えいただいたり、そういうことが必要ですが、一般の方が利用するための手だて、そういうことができますよ、確認できますよということを知っていただくための手だては何かとっていただいていたんでしょうか。気がつかなかったんだったらごめんなさい。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 中原委員のその手だてということなんですけれども、現在、広報紙を通じたりという、そこまではやっております。今後、聞こえにくい場所、また、自然環境の中で、やはり聞こえにくい部分もあろうかと思っておりますので、そういう際

のお問い合わせということで、また広報なりを活用させていただいて、周知に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今後、周知に努力いただくということでしたので、結構ですけども、さっき説明の中で、電話をかけてもらって、担当課に電話をかけてもらったらお答えしますとおっしゃいましたけれども、住民の方、私もかもわかりませんが、鳴っている放送の内容で、どこの担当がやっているかなんてというのはわからないので、周知されるときに利用しやすいとか、かけやすい案内の仕方に努力をいただきたいなど、工夫をしていただきたいと思っております。

反保委員長 わかりました。要望で。

中原委員 はい。

反保委員長 ほかにございませんか。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開予定時間は1時の予定です。

(午後 0時03 休憩)

(午後 1時00 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

総務費の継続で。

竹原副委員長。

竹原副委員長 確認というんですか、大きな方針を聞いておこうという件がありまして、38ページの委託料、庁舎耐震診断委託料というところで300万円計上されておりますが、診断をしていただくということで、大なり小なり結果が出てくるかと思っております。安心して使えますという結果ならええなあとは思っておりますけれども、これはもう緊急を要する改修が必要というふうになるとか、今すぐ出ていってくれという話にならんとも限らないと思っておりますので、その辺どういうふうに使われているのかお願いできませんでしょうか。

反保委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 委員ご指摘のように、その耐震診断の結果を踏まえまして、緊急にやむ得ない状況も想定をされますけれども、まずそれにしましても、引き続き第2次診断とか、また実施設計というところのお時間も必要ではないかと考えております。つきましては、本町の財政状況も依然と厳しい状況に変わりはありませんけれども、今後の財政収支見込みを考えながら、早期に本庁舎の耐震対策のあり方につきまして、結論を出したいと考えております。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 災害というのは、いつ起こるかわからないところで、やはり多くの職員さんと、また来庁されてこられている住民さん等がおられると思いますけれども、やはり命を守るためには必要なことだと思われませんが、緊急を要するとなったときには、また緊急に対応できるようにしていただきたいのですが、もう一回答弁願えないでしょうかね。

中田総務部理事兼総務課長 実は、その耐震の診断というのはまだ出ておりませんし、おっしゃるように、どうしてもやむ得ん状況も想定はされますけれども、何かにつきましても、当然診断となった後の、やはり引き続き第2次診断とか、実施設計も当然かかわってまいりますので、平成25年度に結果が出まして、すぐ平成26年度ということも、ちょっと早急には手続的には、ちょっと難しいのではないかなと考えております。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 そうしたら、原課としてはそういうふうな答弁しかできないとは思うんですけれども、管理部門の長である町長のほうは、どのように思われていますでしょうか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 今、担当のほうから説明のあったとおりですけれども、災害はいつやってくるかわからないということが一番ご心配のご意見だと、ご質問だと思います。そのことについては、もう職員も、それは同じように住民同様やっぱり人命優先ですから、私どもとしては危機管理面においては、徹底したやっぱり危機管理をしなければならないということについては、もう変わりございません。ただ、この本庁舎については、耐震をして、診断をして、果たしてこれが結果が、いわば耐震化するほうが、本当にこれできるのか、それとももう建てかえを必要とするのかという判断をするには、まず第1次診断をしっかりと見きわめてやると。じゃあ、その間に地震が起きたらどうするねんという問題もあろうかと思いません。それは、実は、そのために災害対策本部を水道の1階のほうへ、まず非常事態が起き

た場合には対策本部をあそこへ設置していますので、そういった問題については、非常事態の対応には問題ないかなと、このように思っている。ただ、職員がいざというときに、やはり自分の命は自分で守るといふことの立場に立って、一斉にどこへ避難するかということも通常職員に意識の向上をきちっと緊急体制のときのための、そういった防災マニュアルというものを常日ごろから渡しておりますので、そういった点は心配ないかなと思っております。ですから、この本庁については、もうしばらく第1次診断の結果を見た上で、またご報告なりして、議会の皆さん方のご意見も伺いながら検討していきたいと、このように思っております。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 予算書の38ページ、財産管理費の節13委託料の中でお尋ねをいたします。集会所湧水と読んだらいいのか、調査業務委託料とありますけれども、どこの集会所でどんな状況になっているのか、お聞きしておきたいと思えます。

それから、38ページの下に三つ地籍調査業務委託料というのと、デマンド監視業務委託料というのと、特殊建築物等定期検査委託料とありますけれども、この三つについて説明をいただきたいと思えます。

中田総務部理事兼総務課長 まず1点目でございますが、集会所湧水調査業務でございます。

こちらは小島の集会所でございます。こちらは昭和50年4月竣工でございます、築38年を経過しております。鉄筋コンクリート造の4階建てでございます、集会所の一部がのり面を切り土をいたしまして施工しております。このような位置的環境の中で、数年前から1階集会所とトイレ室の内壁と床面の一部に結露が生じております。対策としまして、室内の空間の循環を行うために換気扇を設置しておりますが、抜本的な結露解消とはなっておりません。つきましては、その1階部分がどうしてものり面の土の中にございますので、そのために地下水の状況を調査する、確認をする必要があるんじゃないかというところで、今般、集会所の敷地内に井戸を1カ所掘削いたしまして、その湧水の状況を確認した中で、結露の改善対策を検討したいなという業務でございます。

続きまして、地籍調査でございます。

こちらは、まず地籍調査は何かといいますと、国土調査法に基づく調査でございます。こちらは国土の多くの土地で、その境界や地籍が不明確なままになっているところがございます、1筆ごとの土地の境界、地籍等を明確に行うものでございます。この業務につ

きましては、多奈川平野地区の一部におきまして、地籍の混乱がございます。そのため平成23年度から26年度にかけて、継続事業でございます。また、その本事業は、単年度の実施はかなり財政負担が大きでございますので、4カ年とした計画でございます。

続きまして、デマンドでございます。

こちらは、まずそのデマンドとは何かというところでございますが、書物によりますと製品やサービスを供給する側より、それらを利用する側、それは需要という言葉でございます。今回、このデマンドに関しては、電力デマンド、先に言いますと電力の需要でございます。まず電力会社が設置しておりますデマンド計がございまして、こちらは一時的に生じる最大値をデマンド値でございますけれども、それを早期に予想するものでございまして、高圧、特別高圧で充電を受けるビルとか工場には、30分の最大の電力の需要計、これがデマンド計でございますけれども、それが組み込まれたものが電力計でございます。こちらの電気使用量を30分単位で計測しておりまして、使用電力を算出しているものです。それで、1カ月の最大値を記録して表示するようになっております。また、現在の電気料金制度は、契約電力で決まる基本料金と電力の使用量で決まります電気量料金を併せて計算されています。契約電力は、デマンドの時限30分の使用電力であるデマンドが基準となり決定されます。このうちの最大値が最大デマンドとなりまして、この値が契約電力を左右いたします。当然そのデマンド値が大きくなれば、契約電力も大きくなるということになってまいります。このため同じ電力の使用量がございまして、契約電力が大きくなれば電気料金が大きく上がってしまうという結果になってまいります。

ちなみに本町の場合は、高圧で受電されている契約電力500ワット未満でございます。その月と過去11カ月の最大デマンドの中でも大きな値が基本料金に使用されます。つまり1回でも大きなデマンド値が出ますと、1年間はそのデマンド値が適用されます。

以上のことから、電気料金を削減するためにも契約電力を低く抑えることが有効な手段となり、またデマンド監視により、デマンドを控えることは使用電力量の削減にもなり、また省エネを実現することにもつながります。ということで、今後もこのデマンド監視を続けてまいりたいと考えております。

ちなみに、参考でございますけれども、この契約電力の数字だけ申し上げますと、平成24年1月が177キロワットでございます。基本料金に直しますと、29万8,289円でございます。それが平成25年1月に、職員は元より、また議会の議員さんのご協力をいただきまして、170キロワットまで削減されました。となりますと、その段階で

基本料金が28万6,492円でございます。この差が1万1,797円でございます。また、平成25年2月には145キロでございます。ということは、24万4,361円ということは4万2,131円の削減というところが今後1年間続きます。となりますと、昨年の1月から比べますと、かなりの削減額にもなっております。強いては、先ほど申しましたように電気の使用料も同様に低くなってまいっております。

最後でございますが、特殊建築物等の定期検査の内容でございます。

この建築設備は、まず対象規模がございまして、延べ床面積が300平米を超えるものでございます。こちらは、たんのわ海浜会館が該当しております。設置された当初の建築設備は、安全性の機能について確保されておりますが、経年によりまして、劣化や損傷、機能の低下が生じてまいります。その対策としまして、建築設備の防災上の問題を早期に把握いたしまして、改善を行うなど維持管理が重要でございまして、事故を未然に防ぐとともに、長く建築設備を使用するための業務でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 デマンド監視業務について、よくわかりました。いつも気にされて一生懸命見詰めておられるあの機械ですね。より一層理解が深まって、コストの削減に役立っているということも改めてよくわかりましたし、その努力についてもよく理解するところです。

引き続きお聞きをいたしますが、39ページの節19負担金補助及び交付金のところで、集会所運営補助金というのがありますけれども、この内容については、金額が少し増額されているようにお見受けいたしましたので、何らかの理由があったのであれば確認しておきたいと思っております。

予算書40ページの、これは前ページからいきますと企画費から続いているわけですが、節8報償費の中で、企画地域再生担当のところにある岬ゆめ・みらい寄附謝札についてお尋ねをいたします。

これは、主要事業一覧の中にあるふるさと応援事業というものに当たるのかなと思うんですが、これは寄附をいただいた方に対してお礼をするというものでありまして、その内容について、どういったものをお礼として贈呈するお考えかお聞きしておきたいと思っております。

それから、ここの予算書では6万3,000円と書いてあるんですが、主要事業一覧のところでは8万1,000円という予算額になっておりますので、この金額の差は郵送料とかそういうものが入っているのか、ちょっとそのあたりの説明もお聞きしておきたいと

思います。

反保委員長 中田理事。

中田総務部理事兼総務課長 集会所運営補助金につきまして、委員ご指摘のように昨年に比べますと、若干上がっております。委員もご承知のとおり、電気料金の値上げというのが、今、出ております。関西電力管内におきましては、従量電灯Aにつきましては、平均11・88%の値上げ申請を行っている聞き及んでおります。かねがね集会所の管理につきましては、地元の方々にご協力をいただきまして、管理を進めさせていただいておりますが、今般、電気料金の値上げ分を加味した中で、集会所運営補助金を計上させていただいた次第でございます。

反保委員長 早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 岬ゆめ・みらい計画の謝礼の件ですが、まず、ゆめ・みらい寄附金とは、岬町を応援したい、岬町での思い出を大切にしたいなどの思いを抱いてくださる皆様のご意思を持って、ふるさと納税ゆめ・みらい寄附金としてご寄附をいただいているものです。このご寄附をいただいた方に対して、1万円以上のご寄附をいただいた方々に岬町の特産品を贈呈することと考えております。この品物につきましては、商工会などご相談をさせていただいて、品物を決めていきたいと考えています。今現在、予定しておりますのは、いかなごのくぎ煮、ワカメクッキー、しいたけ、まんじゅうなど、2,000円相当と考えております。

次に、地域活性化事業の岬ゆめ・みらい基金を活用し、地域の活性化に資する活動等に対し、金額に応じて町の特産品等を贈答するということで8万1,000円と、この6万3,000円の違いなんですけれども、送料を含めてです。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1万円以上の寄附をいただいた方に対してお礼をするということですのでけれども、参考までに1万円以上の寄附を下さる方というのは、例年何人ぐらいおられるものなのでしょうか。

反保委員長 早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 済みません、今手持ち資料の中で、詳細な資料を持っていないので、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

反保委員長 中原委員。

中原委員 お昼休みの間に質問を少し減らしてきたんですけども、もう少しご協力をお願いいたします。

反保委員長 はい、どうぞ。

中原委員 ありがとうございます。

予算書の41ページの一番下の、これは人権啓発費の中の節13委託料、人権相談事業の委託料について、相談件数をお聞きしておきたいと思います。過去2年間、今年度については見込み、昨年は確定していると思うので、この2年間、延べと実数でお示しをいただきたいと思います。

もうちょっと聞いてもいいですか。

反保委員長 はい、どうぞ。

中原委員 予算書の42ページの節19負担金、補助及び交付金の中で、人権大学参加負担金とありますけれども、何年かに1回、この人権大学参加負担金というのが計上されるように思うんですけども、これはどれぐらいの定期で行っているものであるのか。また、どういった内容の事柄を学ぶのか。どなたに行っていたか。そのあたりについてお示しをいただきたいと思います。

それから、もう一点ですが、岬町人権協会補助金について、以前からお一人の方を新たに雇用されるということで、過去に補正予算において計上されて、そのときにも申し上げましたが、雇用の方法について、私があるとき申し上げたのは、こういった内容の雇用の仕方ではなくて、町として臨時職員、アルバイトの登録等もありますから、その中の一環として募集して雇用してはいかかかということをお願いしましたが、そのことについてお考えに変わりはないのでしょうか。

それから雇用の必要性についても確認したいと思うんですけども、当時は、青少年センターに、まだ教育委員会の生涯学習課が移動していない時期だったと思うので、補完業務ということで、それは必要性があるかもしれないなというふうに思った部分がありましたが、今は多くの職員さんが出入りしているということを考えますと、雇用の必要性についていかがかなのかなということも改めて確認をしておきたいところでもあります。

3点お願いいたします。

反保委員長 以上3点。

阪本課長。

阪本（正）総務部人権推進課長 1点目の人権相談事業の委託の相談件数でございます。

平成24年度は4月から12月の相談件数の内訳としまして、延べ件数28件、実件数15件、平成23年度、延べ件数43件、実件数32件、平成22年度の延べ件数は22件、実件数は15件でございます。

続きまして、人権大学の参加負担金でございますが、この講座は部落問題をはじめとする人権問題を解決するために必要な指導者育成を目的として、啓発方法等などに関する専門的講座をはじめ、差別とは何か、知識や理論だけでなく、実際に被差別当事者と出会い、人権確立のために実践されている方々の現場を訪れ、学び、具体的な現実を体感することによって人権問題に対応する実力を養うために人権大学の講座が開かれることになっております。

それと3年に一度町村が参加する形になっております。

それと岬町人権協会の補助金なんですが、平成23年6月議会で、増額させていただいて、その内容としましては、人権協会との協議の上、昨年と同じ額を計上させていただいております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 人権大学についてですが、どういった方にご参加いただくのか、お答えください。

それから、人権協会への補助金のことで、協議して決めているということでありましたけれども、私はその補助金全体の中で臨時職員という扱いになるのかどうかちょっとよくわかりませんが、年度途中で増額されたセンターのいろんな事業なりの補助をしていただいたりという方のお仕事の必要性についてもお尋ねをしましたので、そのことについてお答えいただけるのでしょうか。

反保委員長 阪本課長。

阪本（正）総務部人権推進課長 人権大学の参加に対しましては、町の職員を公募しまして、1名派遣したいと考えております。今のところ、誰とはまだ決定されておられません。

反保委員長 よろしいですか。

白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 私から人権協会に対する補助金について何点かの質問について回答させていただきます。

補助金の金額につきましては、今担当の課長が説明しましたとおり、昨年と同額の金額を計上しているところでございます。その中身につきましては、人権協会が人権に関する自主事業とか研修事業など、是に類する事業、並びその人権協会の事務局の管理運営に関

する職員、そういうものを補助対象といたしまして、町が補助を行っているところでございます。その補助金の中で、人件費の問題のうち、職員の雇用方法についてですが、まず補助金の対象となっておりますのは、事務局の職員として淡輪及び多奈川に設置してあります事務所の管理運営に関する事務職員各一名、合せて二名分、そして先ほどご質問ありました文化センターにおいては、専任の用務員を配属しておりましたが、この用務員を保育所に配置替えをすることになりました。その用務員は、文化センター並びに青少年センターの維持管理に要する清掃業務並びに、そのときの人権啓発室の職員数の不足を補うための事務補助として配属していたわけですが、それが異動したことによりまして、その代替策について協議した結果、人権協会のほうから協働の精神という考えのもとに、その業務について人権協会が担っていただけるという協議が整いまして、それに基づきまして、必要な人件費相当分について、補助金を増額させていただいた経緯がございます。あとこの雇用の方法をどのような形で雇用するのかとのご質問としては、町において直接雇用して、配置してはどうかというご意見もいただいておりますが、あくまでも人権協会への補助金として支出しておりまして、そして、補助団体は自主運営をモットーとしておりますので、必要な職員数の雇用等につきましては、その補助団体が自主的に判断されて、そして適切な方を雇用していただく。それに対して町が補助させていくとする現行の制度を引き続き、継続してまいりたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、用務員のお一人の方について、説明を改めていただきまして、もともと過去の議論でもお聞かせをいただいたところですが、もともとお一人用務員がおられたということでもありますので、その方が異動になったということで、一人足りなくなると、そこに一人配置しなければならなくなったと。配置の必要性については認めるところなんです。そうしましたら、このもともとのお一人という方は、どこが雇用主だったのでしょうか。岬町が雇っていたということだと思うんですね。アルバイトか臨時職員かどういう形態かわかりませんが、じゃあ、もともとその用務員さんについては、どこで雇用契約を結んでいたのか、どこが雇っていたのか、お聞かせください。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 人権協会への補助金の対象となっております、その用務員並びに事務補助員の雇用につきましては、その用務員は保育所に配置転換となりまして、そこに欠員ができたという経緯がございます。それらを踏まえて、人権協会協働の精神に基づき、そ

の事務を担っていただくことになったことはご説明申し上げたとおりでございます。その職員の雇用につきましては、人権協会において選考採用となったと思われませんが、そのような方法で団体において自主的に判断されて、適切な方を雇用されたとお聞きしております。

あと、先の答弁が充分でなかったのですが、生涯学習課が、青少年センターに移動してまいりまして、職員数がふえたのではないかと。そして、そもそも人権協会にお願いしている、この臨時職員分については必要ないのではないかとというご意見もありますが、それにつきましては1年経過したわけですが、生涯学習課の業務については、昨年もご説明申し上げましたとおり、各種施設の管理から始まりまして、いろんな団体との協議等の事務がございまして、もう多忙を極めておりまして、職員数はふえましたが、この青少年センターの施設の維持管理にかかる清掃業務などについては、なかなかそこまでは手が回らないというのが実態でございまして、引き続き用務員の必要性というのは、続いておりますので、それについて人権協会において担っていただいている状況でございます。

中原委員 どころが雇っていたんだという質問をしたんですけども。

反保委員長 白井部長、ちょっと答弁もう一度ちょっと、中原さんの質問のほうは、もう一度。

中原委員 もともとそこでお仕事をしていただいていた、お掃除等をしていただいていた用務員さんは、どころが雇っていたんですか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 経過を先に説明しましたが、その用務員の方につきましては、町の職員でございますので、岬町が雇用いたしておりました。

反保委員長 だから、保育所のほうへ行かれたという答弁をされている。

中原委員。

中原委員 いきさつはよくわかるんですけども、それから、あわせて先ほどご説明をいただいた出入りする職員は、配置されている職員はふえたとはいえ、なかなか施設の管理等には手が回らないということもよく理解はできるんです。

それで、私が釈然としない点は、もともと岬町が雇って用務員としての仕事をしていただいていた、その事業が岬町としての事業があるのに、どうしてその事業を人権協会を介して補助金という形でお仕事をしていただかないといけないのかという、そこがちょっと理解に苦しむところなんです。何か物を言うてくれますか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 文化センター並びに青少年センターに係る維持管理業務につきましては、本来町の施設ですので、町が当然やるべき事業です。今回も保育所の用務員の必要性に応じて人事異動しましたがけれども、その後の維持管理については、当然町のほうが職員を配置するか、または臨時職員を配置するか、いろんな方法で業務を継続していく必要があるわけですが、ただ、そのときに人権協会から、こういう業務を含め、人権協会ができるものについては協力をしていただけるということで協議も整いましたので、こうした経過を踏まえて、本来でしたら、町が実施しなければならないわけですが、その分を人権協会において協働の精神という考えのもとに、できるものについては人権協会にて担おうじゃないかというご意見をいただきまして、それを踏まえ町といたしましては、それにかかる経費を補助金として支出して人権協会において必要な管理業務を担っていただいている。それが今の状況でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 もうこの件については、最後にしますけれども、こういう形をとることによって、言い方がどうかわかりませんが、町の財政的には貢献していただいているというか、そういうことになるんだと思うんですよ。それは以前もお聞きしたので、そういういたし方ない、やむを得ない部分もあるのかなというふうにも思うところがあるんですけども、こういうことをしていくと、本来の行政のあり方とか、行政の行う仕事、また雇用の仕方、そういったことが崩れていくことにつながりかねないんじゃないかなというふうに思うんですね。ですので、本来あるべき形での雇用、お仕事が行政としての責任を持った仕事が必要だと、そこに事業にあるんだということであれば、ほかの例えば、本庁舎で事務をしていただく方として雇っている方と同じような形で雇用するのがあるべき形じゃないのかというふうに思うという感想を述べたいと思います。別に答弁は求めませんが、何か言いたいことがあったらどうぞ。言うてくれたら、また何か言うかもわかりませんが、

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 ご質問のとおり、本来庁舎の管理もそうですが、本来ならば町の施設については、町が責任を持って当然やるべき仕事でございます。ですので、直接職員でやるのか、または一部の業務を民間の会社に委託するのか。それと、新しく民間のノウハウを生かした形の指定管理者制度とか、いろんな方法をもってして、コストの議論もありますし、サービスの質の議論、そういうものを踏まえた上で、一番適切な方法を選ぶべき

であることが、今の改革の流れにもなっておりますので、そうした中で文化センター並びに青少年センターに係る施設の維持管理を検討した場合、現行の人権協会に対して補助金を支出することによって、管理運営の一部を担っていただくとする現行の方法が、町としてはベストではないかと考えているところでございます。

反保委員長 中原さんよろしいですか。

中原委員。

中原委員 せっかくお考えをお述べいただきましたので、これ以前議論したときに、補正予算をつけるときの算出の根拠のところ、たしか時給を790円ということで算定されていたかなと思うんですよ、そういう議論があったと思うんですね。今、最低賃金が大阪は上がってますから、そういう意味では時給800円ということで、この予算をつけるときの根拠にされているのでしょうか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 この補助金に係るの財政に対する予算要求の際に、当然、人権団体と人権推進課の間で協議を行いまして、その中で補助金の要求額を決めていくわけですが、町財政も厳しいということもありまして、できる限りの補助金については据え置きと方針でございます。そうしますと、ご質問ありましたとおり、賃金の単価については、最賃も上がっていることですし、当然現行の補助金を据え置きするということは、賃金をどのように取り扱いにするかということが問題になりますが、それは予算の総額の範囲内で勤務時間数を調整するなど、補助金の範囲内で業務を行っていただくように協議を行いまして、それに基づきまして、予算要求をさせていただいて、当初予算に計上させていただいた次第でございます。

中原委員 もうこんなもんにしましょう。

反保委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 目の財産管理で、節の13委託料。ここで、多奈川地区の法面対策検討調査業務委託料924万4,000円。これはどういう調査、業務か。業務内容を一応教えてください。

中田総務部理事兼総務課長 まず、この多奈川地区法面対策の調査内容でございますが、こちらは、多奈川朝日地区の法面でございます。ご存じのように、約40数年前に造成されました急傾斜地の法面に住宅を建設されております。その中でコンクリートの剥離とか、構造化等

が変状が見受けられます。つきましては、今後、発生が想定されます東南海・南海地震に伴う被害を軽減するための対策が必要かなというところで、今般、調査業務を実施するものでございます。こちらは平成25年度につきましては、対象エリアの平面図及び調査ボーリング9カ所のうち6カ所行います。平成26年度につきましては、残りのボーリング調査3カ所、また地下水の観測9カ所、最終的には平成25年度の結果を踏まえての解析の業務、最終的には対象エリアの対策方針等を検討してまいりたいと考えております。

田島委員 了解しました。ちょっと僕勘違いしておったんで、場所的に違いましたので、結構でございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

早野副理事。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 先ほど中原委員のふるさと納税、1万円以上の件数につきましては、平成23年度が12件、平成24年度についても同様の12件程度の見込みとなっております。

反保委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書の56ページ、57ページの目、文化センター費をごらんください。

質疑ございませんか。56、57の目、文化センター費。

中原委員。

中原委員 予算書の56ページの節8報償費についてお聞きします。

運営委員の報償費として12万2,000円計上されておりますが、以前お聞きしたところ運営委員さんとしては10名、それから計画としては、年2回会議を持つというふうにお聞きしていたかと思えますけれども、来年度においてもその予定でしょうか。

それから、その下に講習事業を講師謝礼とありますが、これはどういった事業、またどういった講習を行うのか、お聞きしたいと思います。

反保委員長 2点の答弁をお願いします。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 運営委員の報酬費につきましては、平成25年度も平成24年度と同様となっております。

次に、講習事業の内訳でございますけれども、20万円の内訳としまして、10万円は前もやっております介護講座、これを引き続きやっていきたいと。それと介護に携わっておられるのは、女性だけではなくて、男性の方も介護に携わる場合もあるかなということもございますので、男性の方を対象にいたしました料理教室というのを考えております。これに対しての報酬費が10万円でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 講習事業について、さらにお聞きしますが、以前された介護講座ということでしたので、つい介護講座と聞くとヘルパーの資格を取るためのかなと思ってしまいうんですけども、そうではないほうですね。介護をされている家族がよりよい介護といいますか、そういうものを目指した講習ということになるのでしょうか。一応確認をさせてください。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 そのとおりでございます。

ホームヘルパーの講習とかそういうのではなくて、実際おうちのほうで介護をされている方に少しでも役に立つような講座となっております。

反保委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 同じテーマで行うということは、ニーズがあるというか、非常に前回行われたときにいい感想が寄せられたとか、たくさん参加者があったとか、必要性が大いにあるというふうに認められてのことなのか、お聞きしておきたいなと思います。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 募集人数につきましては、当初10名程度を見込んでおりますが、実際には五、六名の方の参加で、人数的に少ないかなという気はしますが、ただ来られている方からのご意見といたしましては、自分が習ったことを講座に参加できない方々にも教えてあげられるということで非常に好評でございます。

反保委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

予算書の82ページから84ページをごらんください。

質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 目の消防総務費で、節の報酬の部分についてちょっとお尋ねします。

この消防団というのは、大変貴重な大事なそういう組織ですけれども、今現在111名でよろしいですか、団員がね。この中で、ちょっと確認したいんですけども、団員数がここでは報酬費が111名と、そして2点だけ確認したいんですけども、消防団員になるのは、まずどういう条件があるのかと。この点まずちょっと説明願えますか。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 今現在109名の団員数になっております。平成25年4月1日より、4名ふえ、113名で活動を行うことになっています。団員の根拠ですが、一応各地区の自治区長、またその他民生委員の方々等、消防団員の幹部の方々が相談していただきまして、健全なる健康で活動できるという方がおられれば、団員になっていただくというふうな運びになっております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 健康でなかったら、我々の生命、身体、財産の保護に任じませんわな。ただ、私これ心配しているのは、まず団員さんが町内居住の方であるのか。でなければ、いざ緊急時は対応ができないと。そういう心配をしますし、そして今団員が足らなくてプラス4名を努力してもらって確保していただいたと。これは何が要因かといいますと、私なりの判断では、高齢化ですね。もうそれが要因ですので、今現在、その団員さんの通常団員の場合、幹部は知りませんが、通常団員の定年制は65歳までと聞き及んでいるんですけども、やはりもう少子化で、大変こういうご苦勞をされる方が定年制で65歳で退団してもらったら、まだまだ健康で頑張っていたけるのになという方も多々ありますので、その定年制の引き上げとか、そういういろんな検討はしていただけるのでしょうか。その点まず説明をお願いします。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 今回の会派代表質問におきまして、団員の減少ということで、岬町だけではなく、全国的にもそういう傾向が見られるということがございますと、お答えさせていただいたところですが、同様に岬町が本当に具体的にどうするのかということで、現在の団員につきましては、区域内に居住する者ということで、条例には明記しております。在勤という部分につきましては載せておりません。ただ、これは日本消防協会におきましても、消防団の資格ということで18歳以上で、当該市区町村の居住者または在勤者というふうに明記してございます。それとまた近隣の町では、在勤者というところを明記しているところもございます。やはり広く団員募集をしていこうとしても、そういう一定の制約がござい

ますと、問題が出てくると思いますので、間口も広げていくような形で適正な消防団員の確保に努めていきたいと、そのためには、条例改正も必要になってくると考えます。

それとあわせて、定年制の問題、岬町でも再任用制度ということで退職定年を迎えましても、元気であれば働いていただけるという環境づくりをしております。そういったこともあわせて、総合的に見直していこうということを真剣に検討していかなければならない時期に来ていると思いますので、早急に結論を出していきたいというふうに考えております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そういうことで心配しているわけですね。結局定数、頭数だけじゃだめと思うんです。

やはり定数の中には、まず優先的に岬町在住と、そして在勤しておられるということと、そして数が足らなかつたらどうするかといったら、定年制を上にもっと持っていて、健康な方もおりますので、その部分を本当に真剣に考えていただかないと、これからますます消防団の団員さんの確保が難しいと思うんです。また、プラス予備団員ということで、当町の職員さんでも年齢的にまだまだいける方がおりますので、予備団という形も考えていただくということで、一つ年齢の引き上げをちょっと今度の条例改正についてご検討願いたいと、かように思いますので、心配しているんです。減らせじゃないんです。ふやしてください。実動部隊を確保してくださいという考えを持っていますので、条例改正のほうに一つ私の要望も検討していただきたいとかように思います。答弁いただいてよろしいですか。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 今回の要望につきましては、十分に受けとめまして、我々も真剣に検討してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

反保委員長 よろしいですか。

田島委員 年齢上げるんやったら、僕らでもよかつたら使っていただいてもよろしいんですね、まだ65歳ですので。ありがとうございます。結構です。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の82ページの節11需用費にかかわってお尋ねをいたします。

来年度全町的な防災訓練を行うということで、総合防災訓練ということをお聞きしておりますけれども、これは大変大事な事業だなというふうに私思っています、ぜひとも成

功をさせたいというふうに思うんですよね。いろいろな仕掛けとか工夫が必要かなというふうには思っているんですけども、ここに書かれている節11の需用費の中のものが、その総合防災訓練にかかわりがある予算というふうに見たらいいのかわかりません。うんうんと言ってくださっているからそうみたいです。わかりました。そのようですので、総合防災訓練についてお聞きをいたします。

今のところ、どういった内容をお考えなのか。議場でも聞かせてはいただきましたけれども、お聞きした部分が全てなのか、変な言い方ですけども、私の印象としましては、何かみんなが1カ所に集まってきて、消火訓練をその場でやったりとか、地震車がそこにあつて、地震の体験をできるとか、そういう印象なんですけれども、私はそういうものだけではちょっと不十分だなと思っています。そういう取り組みが大事じゃないとは決して言わないですよ。ですけども、もっと実効性のあるというか、本当に自分の身に降りかかってきたときに、自分が何ができるかというようなことを考えられるような機会にする必要があると思っています。そういう意味ではちょっと議場で聞かせてもらった中身については、こんな言い方をしたら失礼かもわかりませんが、ありがちな防災訓練をもしかしてお考えなのかなと思って、どういうものをお考えか、もう少し詳細にお聞きをいただきたいなと思います。

それからもう一点、その82ページの節19負担金、補助及び交付金の一番下の婦人防火クラブ補助金とありますけれども、この予算についても説明をいただきたいと思っています。

それから、その下にいきまして、泉州南消防組合負担金についてもお尋ねをいたします。

ここに掲げられている金額が、当面の間は毎年の岬町にとっての負担額というふうに理解していいのかわかりませんということが1点、それから消防力は結成当時は、現状を維持するというのが組合の約束になっていたかと思うんですけども、その消防力についてお聞きするんですけども、「現状」を維持するの「現状」の人数のことなんですけれども、人員は、その「現状」と言っていたときは365人であったんです。定数としては、361人というふうに定められてはおりますけれども、計画の中で発足当時は現状を維持するというふうに書いてありましたから、365人が維持されて発足されているか、この点を確認しておきたいと思っています。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 まず、先ほどの経費の件につきましては、その経費の性質に応じまして、適切に区分分けしまして、それぞれの費目ごとに分けております。ですので、1カ所にこれとい

うことではなくて、それぞれの経費の費目に分散しておりますので、その点ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

それと消防訓練のほうですけれども、具体的にということ、今回の一般質問にお答えさせていただいたわけですけれども、訓練の目的はあくまでも震災等によって、大規模な災害が発生したということをも前提にいたしまして、地域防災計画に基づいた、実践的な訓練ということをも目的としております。ただ、訓練の想定につきましては、南海トラフに起因する巨大地震が発生したということ、消防署関係の情報伝達訓練と、また初期消火を含めた、各種訓練、また体験訓練というふうな三つの構成を今考えておるところでございます。また、それぞれの地域につきましては、これまでどおり、その地区の実情に合った訓練を行ってまいります。その地域の自主防災組織、また地域に出向いて出前講座も含めまして、消防団や、消防署員の方々が出向いていただいて、実情に合った訓練を実施し、それと合わせまして、今年度平成25年度は、こういった情報伝達訓練を広く皆様方に周知をさせていただければ、実際にどのように行われるのかということをも理解していただければというふうにも考えているところでございます。

それと、泉州南消防組合の運営計画の中にお示しさせていただいておりました人員配置ですが、定数365人、しかし361人になっているということで、消防力の低下ではないかということなんですけれども、当初365人体制ということで運営計画を作成させていただきました。その運営計画作成後、4名の早期退職者が発生し、それで現在361名となっております。ただ、この4名の減につきましては、再任用制度で4名を雇用することになっております。ですので、本年の4月1日スタートする消防力につきましては、現在の定数365人をもってスタートされますので消防力の低下にはならないというふうにも考えております。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きまして、婦人防火クラブの補助金についてでございますが、婦人防火クラブとはということで、毎年の火災統計では全ての火災の約6割が建物火災で、火災による死者の6割以上が建物火災によるものであります。その半数は住宅火災で占められているという報告がありますので、このことから住宅火災を減少させることが必要であり、大事なことであることがわかり、そこで住宅火災において、防火対策を進めるには、常日ごろ家庭での火気の取り扱いの多い婦人の果たす役割が大きくかわってくることから、地域の婦人の方々に共同して防火に関する知識を学び、みんなで活動することに意義があることから、家庭の主婦などを中心に組織した婦人防火クラブが家

庭における防火を推進し、火災のない、安全な社会の実現を目指して、さまざまな活動を行っています。全国で各地に約1万2,000の団体が結成されております。その中の1団体として岬町婦人防火クラブがございます。また、防火クラブの活動として、火災予防の知識の習得、各家庭の防火診断、住宅用火災報知機の普及活動、地域における初期消火の訓練というような活動が中心となって、婦人防火クラブが行っているということでございます。

また婦人防火クラブ連合会は、各地区で結成されている4クラブ、約73名で組織された女性の防火団体です。設立年月日は各地区でまちまちですけれども、孝子地区婦人防火クラブが昭和62年10月1日、多奈川地区婦人防火クラブが平成17年12月9日、深日地区婦人防火クラブが平成18年7月19日、淡輪地区が平成18年11月1日というような形で、今までは岬消防署が対応して行っておりましたが、25年度予算から補助金を町で計上をすることにいたしましたので、よろしくご理解をお願いいたします。なお、活動のお手前は岬消防署が今までどおり行っていくということになっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 婦人防火クラブに対する補助金は、これは初めてのことだったかなというふうに思ったので、以前から尽力されていることもよく存じ上げておりましたし、必要な予算措置というふうに感じるところです。

あとは、ちょっと1個答えもらってなかった泉州南消防組合の負担金のことを答えてもらっていいですか。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 泉州南消防組合の負担金につきましては、従前から説明申し上げてますように、過去3年間の平均値をもって、支弁していくということに、これからも変わりはありません。

中原委員 この負担金は、何年間この負担金を支払うんですかね。途中で見直す時期が、数年後、3年後やったり、5年後やったり、いろいろお聞きしていたと思うので、何年間はこの負担金でいくのか、確認させてください。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 一応3年間を一定のめどといたしまして、見直しを図っていきたいというふうに協議をさせていただいております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 4月から発足をする泉州南消防組合の消防力については、数としては努力をされて、消防力を維持すると、人員を維持するということが確認できました。範囲が広がりますので、私は不安を感じるころが大いにあるんですけども、人命、財産を守ることと、町としても引き続き努力をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、総合防災訓練のことですけれども、総合防災訓練とは別に地区ごとに従来からやっていた訓練も行うということで、重層的にいろんなことができるというふうに思いましたし、情報伝達訓練については、特に重要だと思いますので、実践的な訓練を考えているとおっしゃられましたので、またその内容については、詳しく私も参加することで体験もしたいと思います。

もう少しお聞きするんですけども、予算書の83ページの目3水防費にかかわって、水防団員の出勤報酬というのが節1にございますが、この人数が従前と比べて大幅にふえているように感じるので、そのあたりについてご説明をいただきたいと思います。

それから、予算書84ページの一番上に、地域防災計画改定業務委託料というのがありまして、これは抜本的な地域防災計画の見直しということだと思うんですけども、来年度でどこまでのことをしようとしているのか。もう策定までしてしまうのかどうか。どういったところに来年度中の目標を持っておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 水防団員の出勤報酬についてお答えいたします。

平成25年4月1日をもちまして、団員数が113名になります。出勤報酬2,800円に団員数で求めた金額が31万7,000円でございます。算出の根拠としましては、平成24年度に6月21日から22日にかけての大雨警報に出勤しました。また、7月7日にも大雨警報が発生しまして、団が出動しております。また9月3日にも台風17号で約76名の団員が出動していると。また10月17日に大雨警報が昨年度発生しておりますので、これらのことに鑑みまして、予算に計上させていただいているところでございます。

谷下危機管理監 私からは、地域防災計画の状況について、まず現行の地域防災計画は、平成17年に見直しをしておりましたが、以降、防災体制や避難所等の微調整で今日に至っているという状況がございます。近年、国・府の防災対策と整合した計画とは言い切れない内容となっておりますので、東日本大震災を受け、また府の地域防災計画の大幅な見直し等が想定されておりますので、そうした府と整合した地域防災計画を見直す予定としております。

まず今回どこまでやり切るのかということですが、今後の事業計画といたしましては、平成25年度にまず津波ハザードマップを作成させていただきたいと考えております。平成26年度には、大阪府の地域防災計画のほうの見直しも完了している状況が見受けられますので、そういったことから本町の地域防災計画の抜本的な見直しを改定する予定でございます。その根拠といたしましては、先ほど84ページに612万1,000円を委託料として計上させていただいております。

それと予算書の10ページのほうに、第2表で債務負担行為、地域防災計画の改定事業ということで、平成26年度604万1,000円をあわせて計上させていただいております。

こういう形で事業を平成25年度、平成26年度ということで継続的に実施してまいりたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 地域防災計画の見直しについて、さらにお聞きしますが、住民の意見を聞いたりとか、委員さんに意見と聞くというのは、来年になりますか。

谷下危機管理監 地域防災計画の全体の部分につきましては、確かにそういう形になるかと思いますが、津波ハザードマップにおきましても、そういった防災会議を開く前に、広く住民からの声を聞くということの取り入れをしていかないといけないと思っております。つきましては、平成25年度には、各区長代表の方々とお話をしながら、そういう地元の方々と意見交換をしてまいりたいというふうに予定しているところでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、区長代表とお話をすることが挙げられましたけれども、それ以外のいろんな団体の方からも意見を聞いたりされることと思っておりますので、いろんな分野の方から丁寧にいろいろ聞き取っていただいて、計画に反映させていただきたいと思っております。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、消防費の質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

予算書の84ページから97ページをごらんください。

質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 教育費で2問ちょっと質問をしたいと思います。

まず項の教育委員会費、ここで節1の教育委員報酬5人となっているんですけども、ちょっと確認だけしたいわけです。従来6名の定員でしたのですけれども、今回5人という計上をされているのですけれども、これには何か事情があるのか。6名で運営されておったのを今度5名と。5名にしたら何か運営に支障を来すのか、また5人で運営ができるのかという、内容的にこの部分、教育委員の定数について説明を求めたいのと、もう一点、これは項の学校管理費の節の13ですね、87ページ、一番上段、ここの委託料で水泳指導業務委託料、そして14の水泳事業バス借り上げ料、この2点等についても説明をお願いいたします。

反保委員長 はい、2点よろしく。

福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 教育委員につきましては、従来どおり6名です。5名となっておりますのは、教育長も教育委員でございますので、教育長は一般職の給与に含まれておりますので、変更はございません。

続きまして、小学校管理費の委託料の中の水泳指導業務委託料につきましては、各小学校3校ですね、1学年3時間ずつ各学年指導に行っておりまして、ピアツァ5で指導を受けているところでございます。

また、バス借り上げ料につきましては、多奈川小学校につきましては、スクールバスを利用してありますが、淡輪小学校では、バスを2台借り上げ、深日小学校では1台を借り上げ、借り上げ料となっております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 教育委員会の委員は5名という、今の説明は理解いたしました。そして、水泳の指導業務委託料ですね、これは水泳のその指導というのは、学校の教師がするのであって、委託してまで水泳を教えるんですかな。その点、素人ですからわかりませんが。ただ、この委託料が300万円何がしいってますし、それに関連してバスの借り上げ料200万円いってますわね。水泳の時間、1学年3時間でやったと言ってるのですけれども、年間を通じて水泳指導は何日ぐらいやっていますか。冬場はしないと思うのですけれども。夏場のシーズンに全体で何時間の水泳の授業を指導されているのか。それで、先ほど申しましたように、指導は委託しているというような感じに読み取れたのですけれども、これは授業の一環として、教師が指導せざるを得んものと違うかな。まずその点お答えください。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 学校の先生も当然プールに入って指導は行っております。しかし、学校の先生だけでしたら、水泳の時間数から専門的でもございませんので、著しい上達が見込めないことも考えられますし、安全面等も考えて、その辺にたけたピアッツァ5で水泳のスクールをやっている先生と一緒に委託をやっているところでございます。時間数のほうは少しだけお待ちください。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 小学校の児童の水泳指導授業につきましては、これは岬町は海に面している自治体であるということ踏まえまして、小学校の卒業時には、全ての子どもが泳げるようにしようという目標を掲げまして、取り組んでいるところでございます。

現在のところ、小学校卒業時には、おおむね95%から98%、つまり学校で全く25メートル自力で泳げないということはほとんど1人か、淡輪小学校では2人程度という実績になっておりますので、その辺、そういう目標を持ってやっておるということでございます。

それと当然水泳授業ですね、これ危険を伴うものでありますので、先生も当然ついていて、子どもの体調、顔色も見ながら、危険を伴うということを十分把握しながら、安全を確保しながらやっているということをご理解をいただきたいと思っております。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほどの延べ回数のことですが、淡輪小学校につきましては、1学年ずつ3回が18日間、深日小学校は2学年（高・中・低学年）ずつ3回が9日間、多奈川小学校は3学年（高・低学年）ずつ3回が6日間、合計33日間を授業を行っております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 大体わかったんですけども、これはどうしてもプールでなかったら、国からの通達が指導要綱があるので、プールなければいかんのか、それとも仮に全国各市町村でプールを持っていない市町村の小学校等々で海の近くでしたら、安全な指導員がついて訓練できると思うんですけども、どうしてもプールでなければいけないのか。その点ちょっと答弁願いたいんですけども。

反保委員長 答弁者。古谷教育次長。

古谷教育次長 この水泳授業につきましては、必ずプールでやらなあかん、あるいは水泳授業その

ものを学校行事の中で必ず取り組めということにはなっておりません。水泳授業をやらな
い。それこそ陸上で先生が水の危険性とか、それだけ教えて終わっている学校も、全国に
は一部あるとは聞いています。それから、プールのない学校も少ないとは思うんですけれ
ども、あるようには伺っております。ただ、岬町としては、ピアッツァ5の温水プールを
使って、1学期の早いうちから、夏場の水のシーズンを迎えるまでに3回なんですけれ
ども、各学年水泳指導をやると。卒業時には、先ほど申し上げたように、泳げない子ども
をなくしていこうということで取り組んでいるところでございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 プールでなかったもいけるということを答弁いただいたんですけれども、33日間です
かな、トータルね。本来、これ夏場の授業と思うんですけれども、岬町には、海水浴場が
ありますわね、地元の。やはりその海水浴場で練習させるのも一つの策ではないかと。や
はり学校教育も、そういう地元の海水浴場で訓練させているとなれば、聞こえもいいし、
そして送迎等の部分も535万円ほど浮いてきますわな、その分を導入したら、海水浴場
でも結構、子どもというのは海水で泳ぐのも楽しいと思う。私ごとで悪いんですが、小
さいうちはプールもないし、何もないし、海と川だけで指導員もなしで1人で犬かきを覚え
て、平泳ぎを覚えて、そして1キロほど泳ぐだけのことをしたんですけど、それは泳げな
い子どもをなくすように、それはいいことです。やはり、25メートル以上せないかんの
ですけども、あんまり言うたら嫌われますので、もうわかりました。一応泳げない子ども
をなくすために、そういうふうな指導をされているということを理解いたしました。

もう1点だけ、プールの問題ですけども、1点、これはまだ教育財産と思うんですけ
ども、長年プールが使用しないで現存してますよね。この部分について、将来的にどのよう
な整理をされるのか、計画をしているのか、まず計画があれば教えてほしいんですけど。

反保委員長 笠間教育長。

笠間教育長 ご指摘のプールにつきましては、淡輪地区に1カ所、そして岬中学校の海側に1カ所
ございます。現在、休止中でございます。

なぜ休止中かと言いますと、もう約7年になるわけでございますけれども、機械等々がも
しかスタートしなければならなかったら、非常に多額の経費がかかります上に漏水も起き
ておったわけでございます。

それで、今町長とも将来的な計画については協議中でございます。ただ、今現在もう一
回復活してほしいという意見はあんまりなくなってきておりますので、いろいろな工事を

して、駐車場とか地元で何らかの形で使えてもらえるものにしたいなという意見はございます。それは、近々またどういう検討会を開きまして、町長のほうへ持って上がりたいというふうに思っておりますし、現実にもったいない施設であると。

そして、子どもたちだけでなくいろんな人が入ってきて事故を起されても困るなという思いもございますので、検討課題だと思っております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 水泳については、手厚い子どもさんのために一生懸命教育されているということは理解いたしました。後の部分で、この7年間も教育財産をそのままに置いておくと。はっきり言って、もうこれだけの手厚い水泳指導をされているんですから、元のプールで水泳するということは考えられませんので、一つ教育財産の今後の展望、教育財産から移管さすのか、そのまま置いておいて、また教育財産として有効利用の計画を早急にしてもらわないと、あの現状を見たら、やはり景観もいいことないし、そしてどうするんやと、やっぱり町が町財政のことについても、何か暗い感じになるので、早急に計画立てて、何らかの財産の対応をしていただきたいとかように思いますので、これは要望しておきます。

反保委員長 ほかにございませんか。

川端委員。

川端委員 93ページの淡輪公民館費のところなんですけども、淡輪公民館費の図書室なんですけども、私の認識では淡輪公民館費の図書室については、岬町は図書館がないからそのかわりになるものというふうな認識が、以前からそうやったと思うんですけど、もうそれは変わったんですが、なくなっただけですか。

淡輪公民館費の図書室は、岬町の図書館にかわるものという、私はそういうふうに認識してたんですけども、ではなかったですか。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 ご指摘のとおり、岬町図書館の整備がしておりませんので、図書館機能を担っておるのは淡輪公民館費の図書室ということで現在も変わりはありません。

反保委員長 川端委員。

川端委員 そしたら、以前は職員で司書の資格を持った方がいてたと思うんですけども、現在、職員は一人で、これは多分公民館の館長になると思うんですけども、後は臨職さんになるかなと思いますね。

そうしたときに言うたら、司書の役割をする方というのはいてないということになるん

ですか。

反保委員長 天野館長。

天野教育委員会事務局淡輪公民館長 現在、正職員については私一人でございまして、図書司書につきましては、臨時職員で対応しております。従いまして、7の賃金のところ、臨時職員賃金というのがあるんですけども、そこで図書司書と用務員と事務局の事務員、この3人分を計上しております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 図書司書の資格を持った人がちゃんといてるということなんですね。

それと後、文化センターと、文化センターのときにお聞きしなかったんですけども、文化センター、淡輪公民館、この位置づけというのが、私的にはどちらも文化を担う、岬町のこの文化を担う施設というふうに、ちょっと場所が北のほうと南のほうというふうに思うんですけども、この辺の位置づけというのはどうなるんですか。

反保委員長 教育次長。

古谷教育次長 文化センターのほうは、もちろん文化センターという名称でございまして、そういう役割もあるんですけども、現在のところ、まだ隣保館としての役割、位置づけもございまして。その辺の整理につきましては、アップル館も含めまして公民館機能を持つてる整理に、施設の老朽化等も含めて、今後公共施設のあり方につきまして検討を進めて整理をしていかないかなというふうに考えておるところでございまして。

反保委員長 川端委員。

川端委員 というのは、言うたら文化センターでだったら文化センター費の中には報償費があるんですよ、計上されてるけども、淡輪公民館も以前は報償費があったはずなんやけども、これも行革、行革で削られて、現在は報償費が入ってない。また、補助金も淡輪公民館に補助金もないという形になってきているから、そやから、本当に位置づけがどうなのかということでお聞きしたんです。検討ということね。

報償費なんですよ。文化センターのほうは報償費がついてる。淡輪公民館は報償費がついてない。淡輪公民館も以前は報償費がついてたはずなんですよ。それでもって、いろんな何かちょっと講習事業とか講師謝礼も出してたはずなんですけど、何年か前まで、今はついてないですよ。

反保委員長 教育次長。

古谷教育次長 ご指摘のとおり、淡輪公民館かねては講座のための講師の謝礼とか報償費とかいろ

いろいろおったなということでございますが、ご指摘のとおり、財政改革の折と言ってはなんですけども、その辺が整理されてしまっているのが現状でございます。

町内広いんですけれども、岬町の場合、中央公民館というような位置づけでございませんで、淡輪という名称を介した公民館でございます。また、多奈川のほうでは過去の経緯も含めて文化センターというところがあって、そこで講座もやっておるなど、若干ありますけども、非常に少ない予算でありますけども、若干残っておるなということでございます。

先ほど申しあげましたように、施設の老朽化等も含めて総合的にこれから施設のあり方、また文化事業、講座事業のあり方というのは、財政状況も見ながらですけども、充実なり、また整理も図らないかなということで考えております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 状況をまた聞かせていただいたらいいということですね。

反保委員長 お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 異議なしと認めます。

再開予定は2時50分です。

(午後 2時36分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

教育費の質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の85ページ、事務局費のうちで節8報償費にかかわってお尋ねをいたします。

指導課のスクールカウンセラー報償費とありまして、これは予算の数字でいきますと78万9,000円という格好でこれまでと変わらない金額が計上されているんですね。以前、本会議の場でスクールカウンセラーの事業の相談時間や機会の拡充が必要ではないのかというふうにお尋ねをして、必要そうに返事をいただいたような気がするんですけど、この金額を見ると拡充を図られないというふうに受けとめてしまうんですけど、やはりそうであるのか、その辺を確認しておきたいと思っております。

それから、予算書の86ページ、小学校費の目1学校管理費、節13の委託費中で、一番上、警備委託料というのがあります。警備委託料というのは、ここにありまして、ほかの場所にも何か所かありまして、全体的に金額が下がっているように感じるんですけど、何らかの要因があるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、予算書の87ページ、節18の備品購入費の中でスクールバス購入費が設けられておりまして、主要事業一覧の中にも掲げられていたもので、以前私もあんまりにもひどいなと思ったので、バスの更新について求めた経緯もありましたが、これは子ども達が喜ぶ、町としてあるべき責任を果たすというものかなというふうに感じております。このスクールバスの購入なんですが、規模は現在使われているものと同じものであるのか、確認をしたいと思います。

それから、主要事業一覧に掲げている予算額と差があるんですけども、予算書に書かれている金額との差があるんですけど、それは何に当たるのか確認をしておきたいと思います。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 スクールカウンセラーの報償費につきましては、次年度も今年度と同じ額で予定しております。町の予算でつけているスクールカウンセラーと府から派遣されているスクールカウンセラー、臨床心理士の資格を持った方と町の雇用している臨床発達心理士の資格を持った方を有効に活用しながら相談業務の充実を図っていきたくて考えております。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほど小学校費の中で警備委託料の減が全体的にほかの警備委託料と同様に全体的に下がっているという委員のご質問でしたが、今年度入札をしたところ、全体的に総合的な警備委託として入札したところ安価となったことが原因になっております。

続いてスクールバスの件ですが、このバスにつきましては、同じ大きさの25人乗りのバスを購入予定としております。それで、先ほど言いましたスクールバスの購入費667万8,000円で、施策の事業費となぜ金額の差があるかという申し上げたものですが、これについては、損害保険料とか、自動車リサイクル手数料、車両購入事務登録手数料ほか重量税等の差がございますので、ちょっと差が出てます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 スクールカウンセラーの報償費については、本年度と同じ規模で展開するという一方で、ここに書かれている報償費以外にも相談の機会があるということをおっしゃいましたが、それは存じ上げての上での私問い合わせなんです。規模をぜひ広げていただきたいと、それがどうしても必要だと思っておりますので、これは早い時期にぜひ相談の機会をふやすことを真剣に検討していただきたいと思います。

それから、予算書の87ページ、教育振興費にかかわってお尋ねをします。

毎回お聞きをしておりますが、就学援助を受けている子どもたちの数についてお尋ねします。ここは小学校費になりまして、この先に中学校費でも同じように教育振興費として就学援助にかかわる予算が計上されていますので、小学校、中学校あわせて数を確認したいと思います。ちょっと過去の私が入手している数の確認もあわせて行いたいので、2010年度からさかのぼって、すぐでないようでしたら、もう直近だけで結構ですけど、小学校何人、中学校何人、また割合についてもお示しをいただけるとありがたいと思います。

予算書の89ページで、中学校費になるんですが、目1学校管理費の節14使用料及び賃借料の中に、以前の予算書と照らし合わせてみますと、以前は校外学習等入場料というのが設けられておまして、金額は少ないものでありますけれども、これがなくなっているんですね。これは、何か理由があつてのことなのか、確認をしたいと思います。

予算書の93ページから始める青少年センター費にかかわってお尋ねをいたします。

94ページの節11需用費の中に修繕料とありますが、翌年度においてはこういった修繕をなさる状況か確認をしたいと思います。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 2010年、平成22年から答えたらよろしいのでしょうか。

平成22年度のまず小学校の準要保護児童なんですが121名、要保護が4名、割合については9.9%です。平成23年度については、準要保護が131名、要保護が1名の割合については15.4%です。平成24年の見込みにつきましては、準要保護が124名、要保護が2名の15.5%です。

岬中学校につきましては、平成22年が準要保護が69名、要保護が3名の16.1%です。平成23年度では、準要保護は60名で要保護が2名の14.1%です。平成24年見込みにつきましては、中学校が準要保護が72名、要保護が4名の17.5%です。

この当初予算につきましては、見込んでるのは準要保護が129名、要保護が3名、これが小学校です。中学校につきましては79名、3名で受け入れをしております。

校外学習の入場料の件なんです、これについてなぜなくなったかということなんです、これについては、校外学習については、これは引率の先生のユニバーサルスタジオジャパン、そこへ入る入場料が先生の分を負担しておりましたが、今後、遠足については、そういう入場料のかからないようなところへという考えから今回なくなったものでございます。

反保委員長 一本理事。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 修繕料の10万3,000円の内訳につきましては、これはどこを直すというものではございません。過去3年間の修繕代の平均値をとっております。これによって、1年間の修繕費となっております。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほど答弁の中で、就学援助の割合のところなんです、平成22年を誤って小学校なんです、9.9%と申し上げましたが、割合は14.2%言い間違いでした。申しわけございません、訂正させていただきます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 就学援助について、これは本会議でも私の考えについては申し上げたところでありますので、あまり重ねて言うことは控えたいと思いますけれども、以前、対象になる基準が引き下げられました。そのとき、一旦対象になる人数については下がっているんですけど、その後やはり今確認させていただいても、割合も数もやはりふえてきているという結果となっておりますので、ぜひこれは必要な市町村として困窮する家庭の子どもたちにも学習の機会を補償するという立場に立って、今後前向きに基準を広げるということや、現状の基準は最低限守るということで責任を果たしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

反保委員長 副委員長。

竹原副委員長 87ページ、小学校費の中で、これは節19負担金、補助金の中に、一番下のところに独立法人日本スポーツ振興センター共済掛金とあるんですけども、その共済保険なのですが、どのようなお支払いをしていただけるような保険なのか、一つちょっと教えていただければと思います。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 学校の敷地内、また通学途上で児童が骨折したり、けがをしたり、不慮の事故にあった場合に保険が出るものでございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 1点だけ確認します。

96ページ、目の共同調理場の部分で、節11需用費、賄い材料費の部分で、これは恐らく学校給食の賄い材料と思うんですけども、学校給食で食材の安全性の確認方法はどのようにされているのか。また、その賄い材料というのは、町内でどの程度調達しているか、その2点お願いしたいと思います。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 賄い材料費につきましては、放射能丸ごと検査等を学期ごとに行って、放射能検査等を行っておるところでございます。また、町内の地産地消ではございませんが、70%の購入を行っておるところでございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 70%を地産地消していただいたら、本当に地元としてはありがたいんですが、これ本来70%確保できてるかなというのは、ちょっと疑問点ですけど、実際、賄い材料費というのは、お米も副食も全部あるんですけども。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 もう一度再度確認させていただきたいと思いますので、後で言います。

反保委員長 田島委員。

田島委員 それというのは、後でまたお聞きします。

この給食も一つの学校教育の一つですので、ただ、時間来て食べなさいで終わってしまったのでは意味がないし、やはり自分が食べているのは他の命をもらって食べているんやととか、そういう給食の教育も必要ですので、そういうふうないろんな意味を含めて、そういう給食時に指導されているのか、その点についていかがでしょうか。

反保委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 小学校、中学校各校においては、食に関する指導の全体計画を策定している中で、家庭科の授業等また町の栄養教諭、多奈川小学校に配置しているんですけども、その栄養教諭が今言われたことも指導しております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 最後にお聞きするんですけども、この賄い材料費の窓口はどこになってるんでしょうか。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 給食費として学校のほうで徴収しております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 この賄い材料費を一括してどこが、そしたら、調理場のほうで個々持ってきたものを購入するのか。一括して窓口はどこになりますか。

反保委員長 教育次長。

古谷教育次長 先ほどのご質問の意味もありましたんですけども、数字を今確認させてますけど、ちょっと組織が変わったかもしれません、大阪府の学校給食会というのがございます。これは、大阪市内にあっても、一番南の西の端の岬町にあっても、また量が少なかつても、同じ金額で入れていただけるという、この学校給食会というところの賄い材料費の購入が一番多かったというふうに考えております。それについては、ちょっと確認させます。

それと発注は、給食センターのほうでまとめてメニューも組みますので、それで必要な数量を発注すると。町内の業者さんには、岬町の商工会さんが中心というかほとんどなんですけども、地元の八百屋さん、調味料とかも含めまして、地元で発注できるものは地元へ発注していくという方向をとっております。また、お米につきましても、町内へ発注しております。給食会にも発注できるんですけども、なるべく町内の業者さんを使うという方向ではやっております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 そういうことで、やはり地元の生産者ということになれば商工会、やはり商工会のほうにもそういう窓口をしていただいて、そしてともかく地元のを食べていただくという教育をしていただきたい、かように思います。後のパーセンテージについては、終わってから、福井課長また後でお聞きします。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 94ページの保健体育総務費のところの一つお願いしたいんですが、スポーツ推進員さん報酬13人となっておりますが、自分が確認したところ現在10名の方に一生懸命頑張っていると思っております、3人増員される予定であるというふうに思われるんですが、一生懸命頑張ってくれる人を選任していただきたいと思うのですが、その点予定はあるのかなのか、1回お尋ねさせてもらおうと思います。

反保委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 おっしゃるとおり、スポーツ推進員さんは現在10人でござ

います。予算化は一応13人ということにしておりますが、今のところ、昨年委嘱といますか任期がまわりまして、今年2年目ということで、来年度につきましては増員する予定は今のところは持っておりません。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 前回のときに、昨年入っていただいた新しい方は、結構有能な方でいろんなところで活躍していただいております。それも見受けれますので、このような方を13人分の予算化されておるので、年度途中でもよろしいので、こういうような方を見出して、どんどんと任命していただければと思います。それは要望。

反保委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 現在は、そういう予定はございませんが、もちろんそういう頑張っていただける方、ご推薦なりいただいて、いい方がおられれば委嘱については検討していきたいというふうに考えております。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 スポーツ推進員さんというの、結構年齢が皆さん上の方が多いので、またその辺も含めて選任のほうをよろしくお願いします。

その次の段のグラウンド草刈り謝礼1万円、これ場所どこというのだけ確認させていただきます。

反保委員長 竹下課長。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長 これは、淡輪青少年運動広場でございまして、相手のほうはグラウンドゴルフ愛好会さんでございます。常に日ごろから草刈り等していただきまして、それからさらには桜の木の消毒ですとか、そういう一般的な管理もしていただいております。

反保委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、教育費の質疑を終わります。

続いて公債費に入ります。

予算書の97ページをごらんください。

質疑ございせんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、公債費の質疑を終わります。

続いて諸支出金に入ります。

予算書の97ページ、98ページをごらんください。ただし、97ページの目海釣り公園管理基金費は他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、諸支出金の質疑を終わります。

続いて予備費に入ります。

予算書の98ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論でございますか。

中原委員。

中原委員 いろいろ質問をさせていただいて、努力しておられるなど感じるころもありましたし、これは必要な手立だなというふう感じたところが大きいにあったんですけど、幾つかの点で考えが大きく隔たりがあるということも改めて確認されたところでありまして、本委員会に付託された予算案については、賛同できません。

反保委員長 次に、賛成討論ございませんか。

田島委員。

田島委員 全般に質問に対して答弁については、私なりに納得した答弁をいただいたとかように思います。この当初予算については、行革も入っている部分で、大変ご苦労をしてそういう款、項、目、節の中で、本当にこれ以上節約するということはないと私は判断しておりますので、今回賛成ということで表明をしておきます。

反保委員長 ほかにございませんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 賛成の立場で討論させていただきます。

教育に関しましても、パソコンの環境等々前向きにどんどんと取り組んでいただい

るなどと思われるところが大きいですし、防災のことに关しましても、防災訓練を実施していただけるという点をまた評価させていただきまして賛成討論とさせていただきます。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号「平成25年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第3号のうち、本委員会に付託されました案件は可決されました。

議案第4号「平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」についてを議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、予算書の109ページから118ページをごらんください。

質疑ございませんか。

田島委員。

中原委員 先ほど一般会計の予算の中でも少し質疑がありましたけれども、確認をさせていただきたいと思います。

償還が残っている方の人数は、先ほどの答弁だと2人ということになるのかなと思うんですが、そういう受けとめ方で間違いがないかということが一つ。

反保委員長 答弁をお願いします。

阪本課長。

阪本(正)総務部人権推進課長 償還の残っている方は2名となっております。1名は25年の11月で償還完了という予定になっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今後、この特別会計は閉じて、一般会計の中で償還を行っていくということですが、償還の事務の担当はどこの部課になるのか、確認しておきたいと思います。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 先ほど、この会計におけます貸付金の償還を行っている方が2名でございまして、そのうちの1名につきましては、平成25年11月をもって償還完了となります。もう1名につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、若干経済的な理由によりまして償還がおくれているところでございます。その償還事務につきましては、26年度以降につきましては、引き続き人権推進課で償還に係る事務を行ってまいりたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 これまでも丁寧に対応をしながら、生活に困窮されている方の実態を把握しながら分納を進めてもらうという実務についてお聞かせはいただいていたところでありますので、引き続き丁寧に進めていただいて、最後まで責任をもって行っていただきたいと要望しておきたいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第4号「平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は、本委員会において可決されました。

先ほどの田島委員の質問に対する答弁が間違いが出ましたので、福井課長から訂正の答弁がございました。

福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 先ほどの賄い材料費の状況ですが、平成23年度におきましては、実績で6,153万7,000円ありました。そのうち、先ほど次長が説明しまし

た財団法人大阪府学校給食会が2,533万2,000円、ほか岬町につきましては、商工会物資納入組合が1,954万5,000円、岬米穀小売店が430万7,000円、西田製パン所さんが1,052万円であります。それを、町の分を合計しますと、約2,500万円ですので、町の割合につきましては約41%でございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 了解しました。41%、まだまだもっと努力していただいて、地産地消に一つ要望しておきます。

反保委員長 それでは元に戻ります。

議案第11号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」から議案第13号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」までの3件を一括議題としたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、議案第11号から議案第13号の3件については、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 予算書の234ページから269ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第11号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第11号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

議案第12号「平成25年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第12号「平成25年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号は、本委員会において可決されました。

議案第13号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第13号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は、本委員会において可決されました。

福井課長より。

福井教育委員会事務局学校教育課長 何回も失礼します。

先ほど、後から賄い材料費の分で岬町の占める割合を2,500万円、トータルはあっていたんですが、内訳の部分で西田製パン所さんの分につきまして、1,050万2,000円と私先ほど申して申しわけございませんでした。105万2,000円で、合計は約2,500万円は変わりございません。占める割合は41%で変わりません、大変申し

わけございません、失礼しました。

反保委員長 それでは、続けます。

議案第19号「岬町男女共同参画推進条例を制定する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 男女共同参画の推進を目指して、こういった条例を設置していくということについては、必要なことだと認めるものでありますが、ちょっとお尋ねしたいのが、委員会資料でいきますと14ページに第12条というのがありまして、附属機関等における委員の構成ということで、設置している委員会とか、審議会とか、そういうものも対象になるのかなと思うんですけど、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めなければならないということが書かれております。

まず確認なんですけど、この書かれていることの意味、私の理解が間違いがないか確認するんですけど、町が事務局等になって、いろいろな委員会とか、懇談会とか、審議会とか、いろんなものが設けられていますけれども、その全てがこの附属機関等という中に入るというふうにとらえていいんでしょうか。

反保委員長 阪本課長。

阪本(正) 総務部人権推進課長 委員のおっしゃるとおりで、審議会等及び委員も含まれておりますので、附属機関等の委員には町が要綱などで設置しております審議会とかの委員も含まれております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、委員会とか、審議会とか、懇話会とかそういう名前でやっているのも含まれるのかもわかりませんが、それは私全部把握をしておりますので、そういった組織というか、集合体と言いますか、そういったものは現時点で幾つぐらいあるものなんでしょうか。

反保委員長 阪本課長。

阪本(正) 総務部人権推進課長 今手持ち資料がございませんので、またお答えしたいと思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そうしましたら、後ほどで結構ですので、そういった組織の数とあわせて、この条件を満たしている組織がどれくらいあるのかお聞きしておきたいと思います。これは、委員会終わってからも結構ですので。

反保委員長 後で中原委員にお願いします。

川端委員。

川端委員 私も欲しいんですけども、その書類を。今現在、その条件を満たしていないのが幾つかあるかということも、ちょっと今はわかりませんか。

反保委員長 阪本課長。

阪本（正）総務部人権推進課長 その資料も今持っておりませんので、また報告させていただきます。

反保委員長 川端委員。

川端委員 ここでは一応努めなければならないというふうに書いてますし、計画、これから計画も次の10年の計画もまた出てきますので、またしっかりと意見を述べたいと思います。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 この附属機関等におけます委員の男女の比率の問題ですが、これの40%という根拠につきまして、本会議のほうでも説明させていただきましたが、国が第3次の男女共同参画基本計画をつくっております、平成32年の目標値として40%の数字を掲げております。大阪府また本町等におきましても、なかなかその目標を達成してない状況にありますので、それらを踏まえた上で40%という数字を目標値として掲げたものでございますので、こうした状況をご理解願いたいと思います。

なお、その各審議会の男女比率とか、その内容に係る具体的な資料につきましては、今担当におきまして調査いたしまして、また後でご報告させていただきます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 先ほど資料を求めたところでありますけれども、せっかくなので、より深く把握したいと思いますので、数だけじゃなくてこの附属機関等というのにあたる委員会だとか、審議会だとか、懇話会だとか、その名称を全部あげていただいて、その中の男女比をそれぞれ表示していただくと、そうしていただいたらすごく勉強になるんじゃないかなということは今思いついてしまったんですよ。

だから、ご苦勞をおかけするんですけど、そんなことを、そういう資料をぜひいただきたいなど。今、白井部長からお話しあったとおり、今後の目標に向けてということで、努

力は恐らくしていかれるということで、もちろん条例を提案してこられていることでしょうから、やはり目標を具体的に見定める必要もありますので、そういう詳細な資料を求めたいと思います。そんなに大急ぎじゃなくて結構ですので、お願いしたいと思います。

反保委員長 中原委員の先ほどの要望ございましたけど、資料、またよろしく願いいたします。

時間のほうは、すぐでもなしに、確実な資料でお願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

賛成で、反対ございませんか。

川端委員。

川端委員 賛成の立場で、条例が制定されることで岬町の男女共同参画社会が大きく推進できることを期待しまして賛成といたします。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第19号「岬町男女共同参画推進条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第19号は、本委員会において可決されました。

議案第28号「障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対でしょうか、賛成でしょうか。

中原委員 反対です。

障害者総合支援法に基づく改定ということになりますので、総合支援法そのものに反対の立場でありますから、それに伴う改定にも反対です。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第28号「障害者自立支援法の改正に伴う関係条例の整理に関する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第28号は、本委員会において可決されました。

議案第29号「非常勤の職員の報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料に特別顧問設置規則案についてもあわせて配られておりますので、それを見せていただくと、少しわかりやすくなったんですが、私がよくわからないのは、なぜこういう方というか、どうしてこういう制度を設置されるのか、どうしても今これが必要なんだということがちょっとわからないので、そのあたりについて説明をいただきたいということと、それから、規則の第4条で、特別顧問は次に掲げるもののうちから、町長が委嘱するというふうに書かれておりますけれども、具体的に想定している職種と言いますか、そういうことをどういう方に来ていただこうと思っているということがあればお聞きをし

ておきたいと思います。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 この町政特別顧問の設置につきましては、規則にもありますように、本町重要施策を迅速かつ適正に推進し、町政の円滑な運営を図るために設けるものでございます。

今後、権限移譲また新しい法律等によって、町の重要施策が新たに生じる可能性もございますが、当面25年度につきましては、岬町暴力団等の排除に関する条例による施策の円滑な実施のために、特別顧問を設置したいという具体的な重要施策に適用しながら、設けるための今回の措置でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今お答えをいただきましたが、少し具体的な中身として、町の重要施策の一つとして、暴力団排除の問題というふうに述べられました。この問題の重要性は、私も理解するところなんですが、現時点で岬町内において被害を受けているとか、何か問題になっているようなことがあるのでしょうか。この暴力団排除の問題にかかわって、お願いします。

反保委員長 南室長。

南まちづくり戦略室長 現在、まちづくり戦略室で把握している部分につきましては、暴力団等で問題になっているというのはございません。

反保委員長 ほかにございませんか。

竹原副委員長。

竹原副委員長 先ほどお聞きした関連なんですけども、暴力団の対策以外に、こういう方をというのを想定されているというのは、特にございませんでしょうか。

反保委員長 保井理事。

保井まちづくり戦略室理事 当面に関しましては、新たに設けました岬町暴力団等の排除に関する条例の適正な執行のために努めていきたいと考えております。

反保委員長 それでは、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

田島委員。

田島委員 賛成です。

反保委員長 まず、反対。

中原委員。

中原委員 賛成、反対に分けると、反対の部分になってしまうので、賛成しかねるというぐらいのところに私の気持ちはあるんですけど、ちょっと今さっきの説明を聞くと、暴力団排除の問題が重要な施策だと、そこは一致するんですよ。ただ、現時点で岬町内で問題になっていることは把握していないということでありまして、そんな大層な金額ではないんですけども、今配置するということが理解しがたい点がありますので、賛同できないです。

反保委員長 次に賛成討論。

田島委員。

田島委員 この本件については、過日条例制定の部分で説明受けたんですけども、それによって、今回この特別顧問設置規則案ということであげてきたんですけども、当然、そういう条例を制定するならば、やはり行政のみの相談じゃなしに、それやはり関連する部分が必要ですので、行政マンだけでは擬律判断できないとかように思いますので、やはり八百屋の問題を魚屋の大將に聞くわけにいかんし、やはり個々専門の知識を持った方を、やはり相談、特別顧問に置くべきということで、せっかく住民のためにこしらえた条例を、その判断間違ってしまったら大変なことになりますので、これはやはり慎重な対応の設置規則案と思いますので、私は当然、やはり専門知識を持った方に相談かけるということが望ましいと思う。

ただ、金額的に2万5,000円というのに最初びっくりしたんですけども、2万5,000円というのは、日額であっても毎日じゃなしに、その事案が発生したときに尋ねるということですので、これは私としたら反対すべき立場じゃございませんので、やはり一応こういう顧問置くべきということで、間違った判断されたら困りますので、これについては賛成をいたします。

反保委員長 竹原副委員長。

竹原副委員長 私も賛成のほうなんですけども、やはり特別顧問という役職を岬の町長から任命することで、一生懸命頑張ってもらいたいと思いますので、各部門のスペシャリスト、岬町にはこれから重要な案件、道の駅なり、深日港の活性化なり、いろいろな分野で意見を求めていただくことが多くなってくると思いますので、そういうふうなところにも参画していただけるような特別顧問がおればいいなとも思いますので、賛成討論とさせていただきます。

反保委員長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第29号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第29号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件については、全て議了しました。

本日の審査経過及び結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午後 3時49分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年 3月13日

岬町議会

委 員 長 反 保 多喜男